

平成 24 年度決算に係る定期監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

機関名	指摘事項	講じた措置
<p>総務部 人権・同和対策課</p>	<p>鳥取県専修学校等奨学資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該貸付金は、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は各種養成施設に進学する能力を有しながら経済的な理由により、就学が困難なものに対して貸与したものであり、貸付業務は平成21年度で終了している。</p> <p>督促状を発行し、電話等による催告も行っていたが、各債務者の経済的事情等により回収が困難となっていることが原因である。</p> <p>改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルを見直し、平成 26 年度はマニュアルに基づきメリハリのあつ効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>当該貸付金の債権管理事務マニュアルである鳥取県専修学校等奨学資金貸付金債権管理事務取扱要領については、平成26年3月に改正して債権区分を明確にし、また、外部委託の要件を明記する等、債権管理や事務処理手続の内容について改正し、債務者の状況に応じた債権回収に取り組むこととした。</p> <p>従前からの未納者に対しては、債務者を未収金額の多寡、近年の収納実績等により分類し、債務者の状況に応じたきめ細かい催告、納付交渉、臨戸訪問等組織的な対応及び債権回収会社への外部委託等を実施し、過年度未収金については、保証人への催告を重点的に実施した。</p> <p>また、新規に発生した未納者に対しては、長期滞納者にならないよう、早い段階から文書及び電話等により、年度内の収納に向けた取組を行った。</p> <p>この結果、平成 26 年度末未収金額は平成 24 年度末より 4,657,116 円減少するとともに、平成 26 年度未収金発生額は平成 24 年度より 1,586,369 円減少した。</p>

機関名		指摘事項	講じた措置			
未収金状況一覧表		(単位：円)				
私債権（貸付金）		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	21,282,873	3,191,673 (696,000)	17,395,200	3,061,992	14,333,208
	平成 24 年度 未収金	2,744,439	371,571	2,372,868	96,900	2,275,968
	小計	24,027,312	3,563,244 (696,000)	19,768,068	3,158,892	16,609,176
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金	/	/	1,778,338	175,388	1,602,950
	平成 26 年度 未収金	/	/	/	/	1,158,070
計		24,027,312	3,563,244 (696,000)	21,546,406	3,334,280	19,370,196
福祉保健部 医療政策課	看護職員及び理学療法士等 修学資金貸付金について、貸 付を終了した者の就業状況を 把握せず、返還請求及び履行 猶予のいずれも行っていない 不適正な執行が相当数見受け られた。また、退学者に係る 返還金の調定を行っていない ものがあつた。	<p>貸付を終了した者は看護職員の免許取得後（理学療法士の場合は1年経過後）、貸付金の返還が必要となるが、県内の病院等で看護職員として業務に従事している場合及び進学等により他の看護師養成施設に在学している場合（理学療法士の場合は県内で理学療法士等として従事している場合）は、返還猶予申請書等の提出により返還の猶予を受けることができるが、書類の提出が遅延することが多く、催促は行っているもののその後の追跡が不十分なこともあり、返還請求や履行猶予等の処理に至らない状況が続いていたものである。</p> <p>また、中途退学した場合は、その日の属する翌月から修学資金の貸付を打ち切り、貸付金の返還が必要となるが、中途退学に係る本人からの届出や修学先からの報告は遅延することが多く、中には貸付終了時点で把握できる場合もあり、同様に催促は行っているもののその後の追跡が不十分なこともあり、返還請求や履行猶予等の処理に至らない状況が続いていたものである。</p> <p>未処理者に対して、平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月にかけて返還調定及び返還猶予の処理を行った。</p> <p>貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例を改正（平成 26 年 10 月）し、免除対象を拡大するなど、分かりやすい制度とするとともに、就業先を決定する最終学年となる 4 月に修学資金貸付制度について改めて周知することとした。</p> <p>また、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則を改正（平成 26 年 10 月）し、一定の条件を満たさなければ、返還が発生する貸付金であることを周知するため、申請時に提出する誓約書にその旨を明記した。</p> <p>さらに、貸付者からの書類を待つ事務処理を見直し、貸付終了後等に猶予申請が提出されない場合は速やかに返還の調定を行うとともに、貸付者本人以外から県外就業や退学の事実を把握した場合には、本人からの書類の提出がない場合であっても、返還決定を行うことなどを</p>				

機関名	指摘事項	講じた措置
<p data-bbox="148 264 323 327"><b>福祉保健部</b> 障がい福祉課</p>	<p data-bbox="387 264 767 398">心身障がい者扶養共済事業収入（加入者掛金）について、依然として多額の未収金があった。</p>	<p data-bbox="790 188 1508 259">盛り込んだ事務処理要領を平成 27 年度中に制定予定である。</p> <p data-bbox="790 264 1508 398">当該加入者掛金は、心身障がい者扶養共済制度の掛金であり、経済的理由等により未納掛金を整理できないまま、制度から脱退したために、未収金が生じたものである。</p> <p data-bbox="790 403 1508 501">脱退後は加入者の地位を失っているため、納入意欲が激減し、加えて県の債権管理が不十分であったことが原因である。</p> <p data-bbox="790 506 1508 707">改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成 26 年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p data-bbox="790 712 1508 882">当該債権の債権管理事務マニュアルである鳥取県心身障害者扶養共済制度加入者掛金未収金徴収要領については、平成 25 年 7 月に改正し、掛金を納付していない加入者以外の者に対して、毎年書面によりその債務の承認を求めるとする規定を追加した。</p> <p data-bbox="790 887 1508 1021">また、平成 27 年 2 月には、鳥取県心身障害者扶養共済制度加入者掛金未収金徴収要領を更に改正し、債権分類や滞納整理票の様式を整備するなど必要な規定の追加を行った。</p> <p data-bbox="790 1025 1508 1294">従前からの未納者に対して、平成 24 年度に債務者の調査を行い連絡不能となっている債務者の所在の把握に努め、平成 25 年度は債務者宅への訪問等を重ね、消滅時効期間を経過し時効を援用されたものは不納欠損処分（平成 25 年度 377,870 円）を行い、消滅時効期間を経過していないものは、納付指導を行った。平成 26 年度も引き続き債務者宅への訪問及び納付指導を進め、分納承認や不納欠損処分（平成 26 年度 339,000 円）に繋げた。</p> <p data-bbox="790 1299 1508 1469">新規に発生した未納者に対しては、3 か月以上滞納している加入者は制度の脱退要件を満たすため、期間満了日までに、心身障がい者扶養共済制度への加入継続の意思を電話等で確認し、重点的に納付指導を行うこととした。</p> <p data-bbox="790 1473 1508 1572">この結果、平成 20 年度から 25 年度までの年度末時点での未収金新規発生額はゼロである。（平成 26 年度発生分についても平成 27 年 6 月 15 日に回収済み）</p> <p data-bbox="790 1576 1508 1648">また、平成 26 年度末未収金額は平成 24 年度末より 833,470 円減少した。</p>

機関名		指摘事項		講じた措置		
未収金状況一覧表 (単位：円)						
私債権（貸付金以外）		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	1,563,490	109,200 (377,870)	1,076,420	18,000 (339,000)	719,420
	平成 24 年度 未収金	0	0	0	0	0
	小計	1,563,490	109,200 (377,870)	1,076,420	18,000 (339,000)	719,420
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			0	0	0
	平成 26 年度 未収金					10,600
計		1,563,490	109,200 (377,870)	1,076,420	18,000 (339,000)	730,020
福祉保健部 長寿社会課		行政財産使用料（土地及び建物）について、調定が遅延していた。		<p>担当者が調定を失念していたこと、上司等も進捗状況を十分に確認していなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、主査及び副査が進捗状況を相互に確認するとともに、上司も確認を徹底し、所属内で情報共有することとした。</p> <p>また、調定時期が年度当初であり、人事異動等による事務の遺漏を防止するため、年度当初等に行う調定事務についてチェックリストを作成し、担当者及び上司が遺漏のないよう相互に確認することを徹底した。</p>		
福祉保健部 青少年・家庭課		雑入（児童扶養手当返納金）について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。		<p>当該返納金は、児童扶養手当の受給者が行うべき資格喪失届及び額改定届の提出遅延又は提出漏れ等により過払いが生じたものであり、督促状の発行並びに文書及び電話による催告を行ったが、納付に応じてもらえなかったことが原因である。</p> <p>改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成 26 年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>当該債権の債権管理事務マニュアルである鳥取県児童扶養手当返納金事務取扱要領については、平成 26 年 3 月に改正し、債務者の償還状況等に応じて債権分類を行い、債権分類に応じた納付指導を行うこと等を明記し、債務者の状況に応じた債権回収に取り組むこととした。</p> <p>従前からの未納者に対しては、文書及び電話による催告の回数をこれまで以上に増やし、必要に応じて自宅を訪問する等、納付指導を充実させる。</p> <p>さらに、経済的理由から一括返還等ができない場合は、履行期限を延期し分割納付させる等の柔軟な対応を行い、メリハリをつけて納付指導を行う。</p> <p>また、納付指導に応じない者等に対しては、平成 25 年</p>		

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>度から債権回収業務を外部委託し、未収金の減少に努めている。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、必要に応じて各種手続の窓口となっている町の協力を得て納付指導を行うとともに、経済的理由等により一度に納付できない者に対しては、分割納付させる等、確実に納付できるよう重点的に納付指導を行う。</p> <p>また、新規に未納者を発生させないため、監査指摘以前から、児童扶養手当支給手続の窓口である町に対して、受給者に各種手続を適切に行わせるよう指導しており、場合によっては手当の支給を一時停止する等の対応をとり、返納金の発生を未然に防止している。</p> <p>この結果、平成 26 年度末未収金額は平成 24 年度末より 705,680 円減少するとともに、平成 26 年度未収金発生額は平成 24 年度より 80,180 円減少した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

非強制徴収公債権		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	4,376,920	257,720 (327,620)	3,791,580	188,000 (237,720)	3,365,860
	平成 24 年度 未収金	251,840	8,280	243,560	50,000	193,560
	小計	4,628,760	266,000 (327,620)	4,035,140	238,000 (237,720)	3,559,420
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			192,000	0	192,000
	平成 26 年度 未収金					171,660
計		4,628,760	266,000 (327,620)	4,227,140	238,000 (237,720)	3,923,080

福祉保健部 医療政策課	<p>雑入(看護職員等修学資金貸付金返還金及び理学療法士等修学資金貸付金返還金)について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該貸付金は、県内で就業意思のある看護職員養成施設等の在学生に対して、修学上必要な資金を貸付けるものであり、退学、県外就業、未就業等の場合(全額返還)や、規模の大きい施設に就業等した場合(一部返還)に返還金が発生しており、定期的な文書催告以外の電話による催告が不十分であったこと、催告した記録の整理が一部出来ていなかったこと、滞納整理票による未収・完納の整理が出来ていなかったこと、さらに修学資金の免除条件がわかりにくかったことが原因である。</p> <p>改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成 26 年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>当該債権の債権管理事務マニュアルである鳥取県看護職員修学資金等返還金債権管理事務取扱要領について</p>
----------------	--	---

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>は、平成 26 年 7 月に改正し、分納を認める場合にその理由を明らかにする書類を具体的な規定として盛り込むとともに、一定期間納付指導に応じない者については、債権回収会社へ回収業務の委託を行うこととし、債務者の状況に応じた債権回収に取り組むこととした。</p> <p>また、平成 26 年 11 月には、鳥取県看護職員修学資金等返還金債権管理事務取扱要領を更に改正し、債権分類の規定を追加し、平成 26 年 12 月末までに債権分類を行った。</p> <p>貸付金返還期間中の者に対しては、納付書や督促状送付時に併せて文書催告を送付したほか、返還期間終了後も返還が滞っている者に対しては、年 2 回（9 月及び 12 月）、全員に文書催告を行うなど、回収に取り組んだ。</p> <p>また、本人及び連帯保証人に対して、電話催告を行った。</p> <p>それでもなお、返還に応じない者に対しては、債権回収会社への委託を検討し、実施する。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、長期滞納者にさせないために、本人だけでなく連帯保証人に対して催告を行う。</p> <p>なお、平成 26 年度末の未収金額（14,619,580 円）が平成 24 年度（8,761,466 円）と比較し減少していないのは、過年度の未処理であった返還金調定を平成 25 年度に行ったことも要因の一つである。</p> <p>今後の未収金発生防止策のひとつとして、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例を改正（平成 26 年 10 月）し、免除対象を拡大するなど、わかりやすい制度とするとともに、就業先を決定する最終学年となる 4 月に修学資金貸付制度について改めて周知することにより、返還対象者数の減少に努める。</p> <p>また、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則を改正（平成 26 年 10 月）し、返還月額 5 万円以上の者について、申出があれば、返還月額を 5 分の 4 に減額できることとするとともに、一定の条件を満たさなければ、返還が発生する貸付金であることを周知するため、申請時に提出する誓約書にその旨を明記させることとした。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金）		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	5,750,690	1,716,687	4,034,003	641,348	3,392,655
	平成 24 年度 未収金	3,013,776	1,220,948	1,789,828	576,775	1,213,053
	小計	8,764,466	2,937,635	5,823,831	1,218,123	4,605,708
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			4,975,672	2,087,100	2,888,572
	平成 26 年度 未収金					7,125,300
計		8,761,466	2,937,635	10,799,503	3,305,223	14,619,580

機関名	指摘事項	講じた措置
福祉保健部 医療政策課	病院内保育所施設運営費補助金について、交付申請書の提出期限の通知が遅延していた。	<p>本来は事業着手までに交付決定するため、交付申請書の提出期限について事業者へ通知を行うべきであるが、担当者が通知を行う時期を把握しておらず、そのまま失念していたこと、また上司も処理の確認を怠っていたことが原因である。</p> <p>今後は、交付申請書の提出期限の通知を速やかに行うとともに、副査、上司などのチェックにより、事務処理が遅延しないよう進捗管理を十分に行うこととした。</p> <p>再発防止のため、指摘内容等を所属内で共有し、業務の進捗について定期的に報告することとし、業務が遅延しないようにする。</p> <p>平成 25 年度は、交付要綱の一部改正通知とあわせ、平成 25 年 12 月に提出期限の通知を行った。</p>
福祉保健部 保育専門学院 (平成 27 年 3 月 末閉院)	雑入（寮光熱水費）について、調定金額に誤りがあった。	<p>調定金額の誤りは、電気代について電力量料金のみを請求しており基本料金部分を請求していなかったこと、また卒業生が在寮中に支払手続が完了できるよう 2 月及び 3 月分について推計値により請求し差額を精算していなかったことなどによるものであり、担当者の認識不足及び上司の確認不足が原因である。</p> <p>監査指摘を受け、平成 25 年度から公有財産事務取扱要領に基づく算出方法に改め、2 月及び 3 月分についても推計値ではなく 3 月検針後請求することとし、再発防止のため、上司が適正にチェックを行うこととした。</p> <p>なお、平成 24 年度分の調定金額の誤りについては、平成 26 年 2 月に各子メーター等設備の点検を実施したところ、計量法に定められた有効期限を超過していることが判明し、有効期限を超過したメーターを料金の算出根拠として使用することは違法であることから、追加の徴収及び返還について実施しないこととした。</p> <p>また、これらの子メーター等は平成 26 年 3 月から同年 4 月にかけて交換した。</p>
福祉保健部 保育専門学院 (平成 27 年 3 月 末閉院)	児童福祉手数料に係る証紙収入について、入学許可願等に貼付された収入証紙に消印していないものが相当数あった。	<p>担当者の認識不足及び上司の確認不足が原因である。</p> <p>監査指摘を受け、各証明書交付担当者（平成 25 年度から募集停止のため、今後、証明書交付申請書に限られる。）と会計事務担当者との連携手順を見直し、受理した全ての各証明書交付申請書を証明書発行時に会計事務担当者に提出、消印し、保管することとした。</p>
福祉保健部 保育専門学院 (平成 27 年 3 月 末閉院)	郵券について、郵券印紙受払簿の残高と現物の残高が合致していなかった。	<p>物品保管主任の受払の整理が不十分であったこと、所属長が月末現在高の確認を職員に行わせるのを失念したことが原因である。</p> <p>平成 26 年 10 月に物品損傷報告データベースにより報告し、同年 11 月に会計局から地方自治法第 243 条の 2（職員の賠償責任）の規定に該当しない旨通知があった。</p> <p>再発防止のため、郵券印紙受払簿の記入にあたっては、その都度物品保管主任が確認（枚数及び金額の記入）するとともに、月末毎の使用枚数、使用金額及び残高と現物との突合を徹底し、その確認を物品保管主任より上席の職にある者が確実にすることとした。</p>
福祉保健部 保育専門学院 (平成 27 年 3 月 末閉院)	複写機及び冷蔵庫、電子レンジ設置に係る行政財産の目的外使用許可について、許可手続が遅延していた。	<p>申請者の提出遅延及び担当者の督促不足が原因である。</p> <p>平成 25 年度は、平成 25 年 4 月上旬に許可した。</p> <p>再発防止のため、平成 25 年度当初の事務引継書に、前年度 3 月中に申請を催促し、許可手続を行うことを記載し、徹底することとした。</p>

機関名	指摘事項	講じた措置
<p>福祉保健部 倉吉児童相談所</p>	<p>児童福祉費負担金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該負担金は、児童福祉施設等に入所措置した場合の保護者負担金である。督促及び催促を行っているものの、ほとんどの債務者が生活困窮のため納付できる状況でないこと、あるいは児童相談所の措置に不満があり、納付されないことが原因である。</p> <p>改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成 26 年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>当該債権の債権管理事務マニュアルである児童福祉施設入所等措置費負担金徴収マニュアルについては、平成 26 年 3 月に改正し、弁護士等外部者による債権回収業務委託の内容について盛り込み、債務者の状況に応じた債権回収に取り組むこととした。</p> <p>倉吉児童相談所では平成 25 年 6 月から、新たに措置費対応班（次長及び担当を持たない相談課係長）を編成し、未納家庭の訪問及び文書による督促未収金徴収等の担当をさせることとした。</p> <p>まず、平成 25 年 7 月から従前からの未納者全員に対して未納額を通知し、債務承認書を返送するよう依頼した。また未納者全員の家庭訪問を行い、家庭の実情について聞き取りを実施した。訪問時の面談では、特別な理由がない未納者については計画的な納付により完納するよう要請した。</p> <p>また、所内においては、職員間の連絡を密にし、児童福祉司が保護者と面談する機会を捉え、措置費対応班員も同席し催告を行うとともに、負担金徴収会議を月 1 回程度開催し、職員間で保護者及び家庭状況を共有した。</p> <p>さらに、平成 25 年 10 月に、西日本在住者以外の未納者の支払を円滑にするため、新たにゆうちょ銀行に出納員管理口座を開設したことにより、中京地区の未納者から定期的な振込みが始まった。</p> <p>新規に入所措置を行う場合、保護者に対し負担金について丁寧な説明を行い納入への理解を得るとともに、滞納が生じた場合は督促状発送後速やかに保護者へ電話及び複数職員での家庭訪問等により催告を行った。</p> <p>この結果、平成 26 年度末未収金額は平成 24 年度末より 44,700 円減少するとともに、平成 26 年度未収金発生額は平成 24 年度より 185,800 円減少した。</p>



機関名		指摘事項		講じた措置		
未収金状況一覧表						(単位：円)
強制徴収公債権		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	1,889,300	190,500 (19,800)	1,679,000	106,800	1,572,200
	平成 24 年度 未収金	401,100	56,600	344,500	3,300	341,200
	小計	2,290,400	247,100 (19,800)	2,023,500	110,100	1,913,400
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			136,600	19,600	117,000
	平成 26 年度 未収金					215,300
計		2,290,400	247,100 (19,800)	2,160,100	129,700	2,245,700
福祉保健部 米子児童相談所		<p>児童福祉費負担金について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。</p>		<p>当該負担金は、児童福祉施設等に入所措置した場合の保護者負担金である。督促及び催促を行っているものの、ほとんどの債務者が生活に困窮しているため納付できる状況でないこと、あるいは児童相談所に拒否感を持って納付されないことが原因である。</p> <p>改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成 26 年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>当該債権の債権管理事務マニュアルである児童福祉施設入所等措置費負担金徴収マニュアルについては、平成 26 年 3 月に改正し、弁護士等外部者による債権回収業務委託の内容について盛り込み、債務者の状況に応じた債権回収に取り組むこととした。</p> <p>従前からの未納者に対しては、平成 26 年度から、年 1 回の送付を年 2 回とし、高額滞納者には、複数の納付書に分けて同封し納入しやすくするとともに、同年 8 月からこれまで一律の文書であった催告書を滞納者ごとに滞納状況に即した内容に改め、納入の意識付けを行うこととした。また、個々の状況を踏まえた電話での催告、日常的な相談業務の中で随時家庭訪問を行うこととした。</p> <p>また、毎月負担金徴収会議を実施して未収額の確認と滞納者への対応を協議し、職員による指導及び督促等に応じない滞納者については、弁護士へ債権回収を委託し、未収金の縮減を図ることとした。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、入所措置の際、負担金について丁寧な説明を行い納付への理解を得るとともに、一括納付が困難な者に対しては、分割納付などそれぞれの事情に応じた納付計画を提案し、計画書の提出により納付の意識付けを行うこととした。</p> <p>この結果、平成 26 年度末未収金額は平成 24 年度末よ</p>		

機関名	指摘事項	講じた措置				
		り 173,300 円減少するとともに、平成 26 年度未収金発生額は平成 24 年度より 412,000 円減少した。				
未収金状況一覧表		(単位：円)				
強制徴収公債権						
	平成 24 年度末未収金額	平成 25 年度回収額 (不納欠損額)				
	平成 25 年度末未収金額	平成 26 年度回収額 (不納欠損額)				
	平成 26 年度末未収金額					
過年度	平成 23 年度以前未収金	4,756,700	1,390,100 (233,000)	3,133,600	274,400 (486,100)	2,373,100
	平成 24 年度未収金	1,799,400	365,900	1,433,500	313,000	1,120,500
	小計	6,556,100	1,756,000 (233,000)	4,567,100	587,400 (486,100)	3,493,600
指摘以降	平成 25 年度未収金			1,830,200	328,400	1,501,800
	平成 26 年度未収金					1,387,400
	計	6,556,100	1,756,000 (233,000)	6,397,300	915,800 (486,100)	6,382,800
福祉保健部 鳥取看護専門学校	物品（DVD「人工呼吸ケア第3巻」外8件）について、庶務集中局が取得の手続をすべきところを出納機関で分割して取得の手続をしていた。	事務手続に不慣れな看護教員が、物品購入に係る必要な手続を承知せずに購入したこと、また上司の確認不足が原因である。 再発防止のため、平成 25 年 2 月（事務監査終了後）、3 月（事務監査結果報告書受理時）及び 11 月（定期監査結果報告書通知時）に今回の指摘内容を所属内で情報共有し、物品購入前には東部県税事務所課税課庁舎管理・総務担当へ事前連絡を行い、物品購入に必要な助言、知識を得たうえで適切に手続を行うこととした。				
生活環境部 住宅政策課 (住まいまちづくり課)	雑入（県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。	県営住宅の家賃滞納を理由として、県が入居者に対して県営住宅明渡等請求訴訟を提起し、勝訴後に損害賠償金の支払いを求めるものであり、滞納者は、県営住宅を明渡し後、所在不明となる者も多く、また所在が判明している者についても、無資力に近く返済が困難な状況である。また債務者は家賃も滞納している場合が多く、まずは滞納家賃の返済に優先的に充当していることも原因である。 引き続き、以下の取組を徹底して行うことにより、未収金の回収に努める。 ① 住所が判明している債務者に対する損害賠償金等の支払の通知 主債務者及び保証人に対し、損害賠償金及び家賃等の滞納がある者に対しては、家賃等の支払についても通知した。 ② 主債務者が死亡している場合の保証人への損害賠償金等の支払の通知 保証人に対し損害賠償金及び家賃等の滞納がある場合は、家賃等の支払についても通知した。 ③ 債務者の住所が不明の場合の住所の把握 既に把握している住所により市町村から住民票を取り寄せ、債務者の住所が判明した場合、①による取扱				

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>いをし、市町村から住民票がない等の回答のあった場合は、住所が判明した主債務者又は保証人に対し、損害賠償金及び家賃等の滞納がある場合は、家賃等の支払についても通知した。</p> <p>④ 損害賠償金等の回収の弁護士事務所への委託  ①から③によっても支払又は支払に関する連絡のない者、前年度に弁護士事務所へ委託しているが支払又は支払に関する連絡のない者は、弁護士事務所へ損害賠償金等の回収を委託した。  以上について、全ての主債務者及び保証人に対し実施したところ、主債務者7人から分割納付の申出があった。  なお、時効の援用を申し出た者が5人、市町村へ住民票の提供を依頼しても、保存期間の経過等で、確認できない者が4人あった。  また、市町村から取り寄せた住民票の住所に送付してもあて所なしで返送されたものや主債務者死亡で保証人のいない者について相続人の調査をするなど、引き続き対応していく。</p> <p>⑤ 債権分類基準による債務の区分・管理  ①から④の結果、分納誓約を締結した者、主債務者の住所が判明せずかつ保証人のいない者等の主債務者の状況により平成28年1月作成予定の債権分類基準により区分し管理することとしている。</p> <p>⑥ 家賃滞納の初期段階での納付指導  長期家賃滞納者の発生を未然に防止するため、引き続き、東部生活環境事務所及び中部・西部総合事務所、管理代行市町において、家賃滞納の初期段階での納付指導を行う。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金以外）		平成24年度末 未収金額	平成25年度 回収額	平成25年度末 未収金額	平成26年度 回収額	平成26年度末 未収金額
過 年 度	平成23年度以前 未収金	140,525,345	783,313	139,742,032	0	139,742,032
	平成24年度 未収金	7,742,078	0	7,742,078	0	7,742,078
	小計	148,267,423	783,313	147,484,110	0	147,484,110
指 摘 以 降	平成25年度 未収金			10,055,309	0	10,055,309
	平成26年度 未収金					2,556,945
計		148,267,423	783,313	157,539,419	0	160,096,364

農林水産部 経営支援課	農業改良資金貸付金について、前年度より未収金額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。	<p>当該貸付金は、農業の担い手が農業経営の改善を図るため、新たな農業部門の開始や新たな技術・生産方式の導入等の取組に無利子で貸し付けるものであり、延滞となった経緯は様々で、一律的な処理が難しい状況となっている。</p> <p>改善策として、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的</p>
----------------	--	--

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成 26 年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>本件については、当該債権の債権管理事務マニュアルである鳥取県農業改良資金貸付債権保全等事務処理要領に基づいて、鳥取県信用農業協同組合連合会及び県財源確保推進課と連携して、回収に取り組んでいる。</p> <p>平成 24 年度末時点の未収金案件は 3 件で、各対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件 1 平成 19 年 7 月から連帯保証人 2 名の計画納付であり、引き続き計画納付により、未収金の回収に努めた。</p> <p>なお、本人については、平成 21 年 11 月から計画納付となっていたが、平成 25 年 3 月以降の返済が途絶えており、連絡を試みるが納付の動きがない状況であったことから、平成 27 年 8 月に債権回収会社に外部委託し、回収対応に当たっているところである。</p> <p>案件 2 本人及び連帯保証人が死亡し、相続人全員の相続放棄を確認した。</p> <p>鳥取県債権回収マニュアル及び鳥取県農業改良資金貸付債権保全等事務処理要領に基づき、対応を検討していく。</p> <p>案件 3 本人との連絡が取れず返済が途絶えていたが、調査により本人の県外居住地が判明したことから改めて催告を行った結果、平成 26 年 7 月から計画納付が再開した。</p> <p>この結果、平成 26 年度末未収金額は平成 24 年度末より 1,120,000 円減少した。</p> <p>なお、当該貸付金は、平成 13 年度以降新規貸付はなく、また、平成 22 年 10 月以降、当該貸付金の貸付機関が(株)日本政策金融公庫となった。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金）		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	5,847,224	480,000	5,367,224	640,000	4,727,224
	平成 24 年度 未収金	0	0	0	0	0
	小計	5,847,224	480,000	5,367,224	640,000	4,727,224
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金	/	/	-	-	-
	平成 26 年度 未収金	/	/	/	/	-
計		5,847,224	480,000	5,367,224	640,000	4,727,224

農林水産部  
生産振興課行政財産使用料（地域物産  
販売所敷地外 5 件）について、  
調定が遅延していた。担当者が年度当初に行うべき調定事務を失念していた  
こと及び上司の進行管理が不足していたことが原因であ  
る。

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>平成 25 年 2 月に調定し、平成 24 年度末までに収入した。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で情報共有し、担当者任せとならないよう、上司も業務フロー図を活用して進捗管理を適切に行うことを徹底することとした。</p>
<p><b>農林水産部</b> 森林・林業総室 (林政企画課)</p>	<p>林業等改善資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該貸付金は、森林所有者及び素材生産業者の林業・木材産業部門の経営の開始や林産物の新たな生産・販売方式の導入等の取組に対して無利子で貸し付けるものであり、林業経営の不振による資金繰りの悪化及び債務者の死亡等により、貸付金の償還が困難となっているものである。</p> <p>改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成 26 年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>本件については、当該債権の債権管理事務マニュアルである鳥取県林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領に基づいて、鳥取県森林組合連合会及び県財源確保推進課と連携して、回収に取り組んでいる。</p> <p>平成 24 年度末時点の未収金案件は 4 件で、各対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件 1 債務者及び連帯保証人（2 名）が死亡し、全ての相続人が相続放棄済であり、事実上回収は困難な状況である。</p> <p>案件 2 債務者及び連帯保証人 2 名のうち 1 名が死亡し、相続人は相続放棄済である。</p> <p>また、もう 1 名の連帯保証人は、高齢で無資力かつ資産もない状況であり、事実上回収は困難な状況である。</p> <p>案件 3 債権者本人と交渉を行い、本人が少しずつ支払い、あと 200 千円弱である。高齢かつ病気により、収入が少なくなり滞っている状況で、様子を見ながら、交渉を進める。</p> <p>案件 4 連帯保証人と交渉を行い、平成 26 年度全額納付があった。</p> <p>この結果、平成 26 年度末未収金額は平成 24 年度末より 300,000 円減少した。</p> <p>なお、当該貸付金は、平成 17 年度以降県からの直貸から融資機関からの転貸へ変更し、併せて信用保証も行っているため、新たな未収金の発生はない。</p>

機関名		指摘事項		講じた措置		
未収金状況一覧表 (単位：円)						
私債権（貸付金）		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	6,842,000	20,000	6,822,000	280,000	6,542,000
	平成 24 年度 未収金	—	—	—	—	—
	小計	6,842,000	20,000	6,822,000	280,000	6,542,000
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			—	—	—
	平成 26 年度 未収金					—
計		6,842,000	20,000	6,822,000	280,000	6,542,000
農林水産部 水産課	漁業就業チャレンジ体験トライアル事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。	<p>(株) Aについては、補助申請等を受託する鳥取県漁業協同組合の担当者が異動し後任担当者に事務を引き継がなかったこと、鳥取県漁業協同組合については、担当者が実績報告を失念し、さらに、県担当者も実績報告書の提出状況を把握していなかったことが原因である。</p> <p>平成 25 年 9 月に、補助申請者に対して、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合には、20 日以内に実績報告を行うよう通知した。</p> <p>再発防止のため、所属内スケジュール予定データベースに実績報告書の提出期限等を入力し、複数名による情報共有及び進捗管理を徹底することとした。</p> <p>また、平成 26 年 4 月に鳥取県漁業協同組合から県に対して、今後は本所一括で提出期限日の管理徹底を行い、提出期限を厳守する旨文書で回答があった。</p>				
農林水産部 水産課	漁業就業チャレンジ体験トライアル事業費補助金について、変更承認手続が遅延しているものがあった。	<p>(株) Bの補助金申請等を受託する鳥取県漁業協同組合の担当者が、体験事業が中止になっていたにもかかわらず、中止の変更承認申請が必要なことを失念し、さらに、県担当者も事業の実施状況を把握していなかったことが原因である。</p> <p>平成 25 年 9 月に、補助金申請者に対して、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合には、20 日以内に実績報告を行うよう通知した。</p> <p>再発防止のため、所属内スケジュール予定データベースに実績報告書の提出期限等を入力し、複数名による情報共有及び進捗管理を徹底することとした。</p> <p>また、平成 26 年 4 月に鳥取県漁業協同組合から県に対して、今後は現状把握を正確に行い、変更及び中止等について迅速に対応し、提出期限を厳守する旨文書で回答があった。</p>				
農林水産部 境港水産事務所	魚市場使用料について、依然として多額の未収金があった。	<p>当該使用料は、県営境港水産物地方卸売市場区域内にある福利厚生施設内において、食堂及び雑貨店を営む目的で、行政財産使用許可したが、売上の減少から経営の継続が困難となり、平成 14 年 12 月に廃業し、平成 12 年度から平成 14 年度までの使用料が未収となったものであり、その後も面談等により催促してきたが、経済</p>				

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>的理由により完納に至っていないものである。</p> <p>改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成 26 年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>本件については、平成 26 年 3 月に当該債権の債権管理事務マニュアルである「鳥取県債権管理マニュアル（鳥取県境港水産事務所）」を作成し、回収に取り組んでいる。</p> <p>平成 24 年度末時点の未収金案件は 1 名 15 件で、対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件 1</p> <p>平成 25 年 12 月に訪問し、債務承認書及び家計収支表等の提出を求め、平成 26 年 1 月にこれらの書類を受け取り、平成 26 年 4 月から、年金支給月に分割で返済する旨の申し出を受けた。2 万円ずつに分割した納付書を交付し、年金支給月に納付するよう指導し、平成 26 年 4 月、6 月、8 月及び 10 月に各 2 万円の納付があった。平成 26 年 12 月の納付がなかったため、平成 27 年 1 月に電話で状況確認し、平成 27 年 2 月に 2 万円の納付があった。</p> <p>この結果、平成 26 年度末未収金額は平成 24 年度末より 100,000 円減少した。</p> <p>平成 27 年度においては、4 月に 17,559 円、6 月に 2,441 円、8 月に 20,000 円の納付があった。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

非強制徴収公債権		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	1,004,719	0	1,004,719	100,000	904,719
	平成 24 年度 未収金	—	—	—	—	—
	小計	1,004,719	0	1,004,719	100,000	904,719
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			—	—	—
	平成 26 年度 未収金					—
計		1,004,719	0	1,004,719	100,000	904,719

<b>県土整備部</b> 河川課	雑入(河川法第67条による原因者負担金)について、依然として多額の未収金があった。	<p>平成 24 年度末時点の未収金案件は 2 件であり、当該未収金は、法人 A の堆積していた残廃土の崩落による河川の閉塞及び法人 B の採石場の崩落による河川への PCB の流出に対するものである。それぞれ、事故発生後早期に対応する必要が生じ、県が対策工事を行ったが、その原因者負担金について、債務者(原因者)からの支払いが滞っているものである。</p> <p>改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの</p>
---------------------	---	---

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>見直しを重点事項として取り組み、平成26年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>なお、当該未収金については、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた鳥取県債権管理マニュアルを参考に債権回収を行うこととした。</p> <p>各案件における対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件1  法人Aについては、平成19年5月に会社が清算終了しており、債権回収は不能である。当該債権とは別に、旧役員に対し損害賠償を請求しているが、旧役員3名中1名は自己破産、残る2名は年金生活者であり、回収は困難な状況である。</p> <p>平成25年9月に差押手続を弁護士に委託し、預金2,313円を差押え、債権を一部回収するとともに時効を中断した。</p> <p>平成26年度は電話、臨戸及び文書による納付の督促を行ったが納付はない。回収は困難な状況ではあるが、引き続き納付の督促を行っていく。</p> <p>案件2  法人Bについては、会社が廃業状態であり、回収は極めて困難な状況である。</p> <p>平成25年度は、法人B社長宅を臨戸し、交渉した結果10,000円の納付があった。</p> <p>平成26年度も臨戸による納付の督促を行ったが納付はない。今後も引き続き納付の督促を行っていく。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

強制徴収公債権		平成24年度末 未収金額	平成25年度 回収額	平成25年度末 未収金額	平成26年度 回収額	平成26年度末 未収金額
過 年 度	平成23年度以前 未収金	936,245,732	12,313	936,233,419	0	936,233,419
	平成24年度 未収金	—	—	—	—	—
	小計	936,245,732	12,313	936,233,419	0	936,233,419
指 摘 以 降	平成25年度 未収金			—	—	—
	平成26年度 未収金					—
計		936,245,732	12,313	936,233,419	0	936,233,419

<b>県土整備部</b> 鳥取港湾事務所	港湾施設使用料について、依然として多額の未収金があった。	<p>当該使用料は、鳥取港の港湾施設（主に野積場）の使用許可に伴うもので、未収金の大半を占める法人債務者は会社が倒産状態で、また個人債務者の一部は行方不明であり、回収が困難な状況である。</p> <p>改善策として、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成25年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成26年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果</p>
-------------------------	------------------------------	--



機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>たした債権管理を行うこととした。</p> <p>当該債権の債権管理事務マニュアルである港湾施設使用料等債権管理事務処理要領については、平成 26 年 3 月に改正し、債権回収の具体的手順の内容について盛り込んだ。</p> <p>平成 24 年度末時点の未収金案件についての法人及び個人債務者への対応状況等は次のとおりである。</p> <p>法人の債務者 法人の債務者 12 件の内 10 件 3,311,563 円については、平成 25 年 10 月から 11 月にかけて法人代表者との面談により交渉した結果、平成 25 年 11 月に回収した。</p> <p>残り 2 件 29,400 円については、平成 26 年 9 月に法人代表者の所在を特定し、現在に至るまで納付交渉を継続中である。</p> <p>個人の債務者 個人の債務者については、臨戸訪問を推し進め、催告を強化した結果、平成 25 年 6 月、1 件、平成 26 年 7 月、2 件回収した。</p> <p>この結果、平成 26 年度末未収金額は平成 24 年度末より 3,511,412 円減少するとともに、平成 26 年度未収金発生額は平成 24 年度より 188,682 円減少した。</p> <p>残りの未収分については、相手方の経済的困難等により回収が困難な状況ではあるが、引き続き納付交渉を継続していく。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

強制徴収公債権		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	3,474,332	3,323,060	151,272	0	151,272
	平成 24 年度 未収金	188,682	119,698	68,984	68,984	0
	小計	3,663,014	3,442,758	220,256	68,984	151,272
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			100,751	100,421	330
	平成 26 年度 未収金					0
計		3,663,014	3,442,758	321,007	169,405	151,602

<p>県土整備部 鳥取港湾事務所</p>	<p>財産貸付収入について、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該貸付収入は鳥取港内の利用に伴うもので、債務者である会社の経営不振により、未収金が生じているのが原因である。</p> <p>改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成 26 年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p>
--------------------------	------------------------------------	---

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>当該債権の債権管理事務マニュアルである港湾施設使用料等債権管理事務処理要領については、平成 26 年 3 月に改正し、債権回収の具体的手順の内容について盛り込んだ。</p> <p>平成 24 年度末時点の未収金案件は 1 件で、対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件 1</p> <p>当該債務者は、平成 7 年から利用し平成 11 年度までは完済していたが、平成 12 年度頃から会社の経営不振により、平成 12 年から平成 13 年までの貸付料の支払ができなくなり、平成 14 年 8 月に銀行取引を停止している。</p> <p>平成 25 年 1 月、10 月及び 11 月に会社の代表取締役と面談し、催告を行ったものの拒否されたが、継続して催告を行うこととした。</p> <p>平成 27 年 3 月、再度面談を行い催告を行ったところ、4 月初旬弁護士を通じて時効援用通知書が提出された。</p> <p>本通知書に基づく時効成立により、平成 27 年 6 月に 10,439,287 円不納欠損処分を行った。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金以外）		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	10,439,287	0	10,439,287	0	10,439,287
	平成 24 年度 未収金	0	0	0	0	0
	小計	10,439,287	0	10,439,287	0	10,439,287
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			0	0	0
	平成 26 年度 未収金					0
計		10,439,287	0	10,439,287	0	10,439,287

西部総合事務所  
福祉保健局

福祉保健局庁舎清掃作業に係る委託契約について、債務負担行為を設定していたにもかかわらず、支出負担行為の事務手続の遅延により単年度契約を締結していた。

平成 24 年度から平成 26 年度分の複数年契約の債務負担行為を設定していたが、担当者が年度末の業務集中により失念したこと、上司の進行管理が不十分であったこと、また係内の係員相互の情報共有が不足していたことが原因である。

平成 24 年度は、単年度の委託契約を締結し、平成 25 年度から平成 27 年度分については、平成 24 年 11 月議会で、改めて債務負担行為の承認を受け、複数年契約を締結した。(調達公告：平成 25 年 1 月、入札：平成 25 年 3 月、契約：平成 25 年 3 月)

再発防止のため、係業務の情報共有不足を解消するため、平成 24 年度から業務の打合せの対象を係員全員に広げ、日常的に相互のサポート体制が取れるようにした。

さらに、平成 25 年度からは、進行管理表により具体的な業務内容を記載し、チェック機能をさらに強化した。

従前から作成していた係業務の計画表を月間表から年間表に変更、平成 26 年 5 月から係業務管理に DB を導入し、日常的に業務の進捗を把握できるようにした。

機関名	指摘事項	講じた措置
八頭総合事務所 県土整備局 (県土整備部八頭県土整備事務所)	国道482号橋梁補修工事(安部橋)(交付金橋梁補修)外1件について、工事の施工に法令上必要な河川管理者等の許可を受けていなかった。	河川法の許可申請者(道路管理者)と許可者(河川管理者)が同じ八頭総合事務所県土整備局(八頭県土整備事務所)であり、事前に課内で協議していたことから、河川法の許可申請手続までは必要ないとの誤った認識であったことが原因である。 再発防止のため、平成25年5月の所内の課長会議等を通じて、河川管理者以外の者が行う工事の場合は、各法令に基づく許認可等の手続が必要であること、また工事担当部署における起工設計書の起工時に、チェックリストによる許可要否の確認を十分に行うことを周知徹底した。
中部総合事務所 県土整備局	県道東郷羽合線(浅津橋)耐震補強工事(P2工区)外1件について、工事の施工に法令上必要な河川管理者の許可を受けていなかった。	河川法の許可申請者(道路管理者)と許可者(河川管理者)が、同じ中部総合事務所県土整備局維持管理課であったことから、河川法の許可手続を要しない等と誤認していたこと、課内の連携が不十分であったことが原因である。 監査指摘を受けて、平成25年9月に河川管理者の許可を受けた。 再発防止のため、平成25年12月に課内勉強会を実施し、改めて河川管理者の立場を確認し、法令順守の徹底及び意識啓発を図った。 また、起工設計時の法令手続チェックリストにより担当者が確認するとともに、担当者以外も設計書審査時に確認、さらに上司も確認することを徹底した。
日野総合事務所 県土整備局 (西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局)	国道183号河上工区道路改良工事(右岸護岸)(交付金改良)外5件について、工事の施工に法令上必要な河川管理者等の許可を受けていなかった。	河川法の許可申請者(道路管理者)と許可者(河川管理者)が同じ日野総合事務所県土整備局(西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局)であったことから、道路管理者だけでなく、河川管理者側も、許可申請手続について意識が低かったことが原因である。 監査指摘のあった6件の内5件について、平成25年4月から7月にかけて許可した。 残り1件については、工事が既に完了しており、継続する工事がなかったことから、事後申請及び許可は行っていない。 再発防止のため、平成25年4月に、局内で研修を実施し、全職員に周知徹底した。 また、平成25年度から、組織の改編に併せ、業務分担及び審査体制を見直し、これまで計画調査課が行っていた詳細設計及び申請書類の作成を工事担当課が実施することとし、計画調査課の審査を「法令関係」に特化することとした。
東部総合事務所 県土整備局 (県土整備部鳥取県土整備事務所)	雑入(不法占用料相当額等)について、依然として多額の未収金があった。	平成24年度末時点の未収金案件は9件で、各対応状況等は次のとおりである。 案件1(7件) 工事請負契約解除に係る余剰前払金利息 工事請負契約解除により余剰前払金返還までに発生した利息について、債務者が破産手続を開始または会社が事実上倒産し代表者が所在不明になったことが原因である。 平成25年度に破産手続が終了した債権については、不納欠損処分した。 また、事実上倒産している債務者については、資産状況等の聞き取り調査を実施した結果、回収の見込みがないと判断し、徴収停止の手続をした。

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>案件2（2件） 不法占用時の占用料相当額及び行政代執行に係る不法占用物件処分費用 道路占用許可を得ないで道路敷地に設置していたネオンアーチ看板の占用料相当額及び行政代執行により撤去した不法占用物件の処分費用であり、債務者である法人の代表者が平成20年11月に死亡し、会社が事実上倒産したことが原因である。 強制執行である差押えを行ったが、他に優先される債権があったため回収できないものであり、会社が事実上倒産し代表者も死亡しているため回収の見込みがなく、債権放棄等について、道路企画課及び財源確保推進課と検討している。</p> <p>再発防止のため、納入期限までに納入がない場合は、速やかに督促状を発行し、必ず口頭で督促するとともに、担当者、係長及び課長補佐の複数で進捗管理することとしている。</p> <p>この結果、平成26年度末未収金額は平成24年度末より66,618円減少した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金以外）		平成24年度末未収金額	平成25年度回収額 (不納欠損額)	平成25年度末未収金額	平成26年度回収額	平成26年度末未収金額
過年度	平成23年度以前未収金	2,046,395	0 (66,618)	1,979,777	0	1,979,777
	平成24年度未収金	—	—	—	—	—
	小計	2,046,395	0 (66,618)	1,979,777	0	1,979,777
指摘以降	平成25年度未収金			—	—	—
	平成26年度未収金					—
計		2,046,395	0 (66,618)	1,979,777	0	1,979,777

<b>東部総合事務所</b> <b>県土整備局</b> <b>(県土整備部鳥取県土整備事務所)</b>	協働型ボランティア促進事業交付金について、交付申請書の受理が遅延していた。	担当者認識不十分により、補助申請者に対する申請期限厳守についての周知徹底と督促が不足していたこと、また上司等による組織内での進捗状況の確認がなされていなかったことが原因である。 再発防止のため、ボランティア団体を対象とした事業説明会や協定締結の際等に、申請を含めた交付金交付の手続きが適正に行われるよう交付要綱等の内容を周知徹底した。 また、申請書提出状況を十分にチェックし、提出期限が遵守されるよう努めるとともに、上司も交付状況の一覧により進捗管理の確認を行うこととした。
<b>東部総合事務所</b>	勝見B地区急傾斜地崩壊対	組織的な業務の進行管理ができていなかったのが原因

機関名	指摘事項	講じた措置
<p>県土整備局 (県土整備部鳥取県土整備事務所)</p>	<p>策工事について、履行遅滞に係る契約違反に伴う不正行為等の報告及び損害金の支払いの請求手続きをしていなかった。</p>	<p>である。 業者に対して、平成25年6月に、履行遅滞に係る損害金に係る納入通知書を通知し、同月納入があった。 また、納入日と同日付けで県土総務課に不正行為等報告書を提出した。 再発防止のため、業務進行管理表をその都度整理し、少なくとも週1回以上、所属長が担当職員から進捗状況を聞き取り、協議した上で処理計画を追記し、随時計画修正及び実施体制の見直しを実施するなど、不適切な事務処理を防止することとした。</p>
<p>八頭総合事務所 県土整備局 (県土整備部八頭県土整備事務所)</p>	<p>土木使用料(道路占用料)について、納入通知書の送付が遅延していた。</p>	<p>収入調書の決裁を受けて、確認入力をした後、担当者が納入通知書の発送を失念し、収入未済一覧表で未納状況を把握できたにもかかわらず、督促等の措置を講じていなかったこと、また上司も未納状況の確認など進捗管理ができていなかったことが原因である。 再発防止のため、債権情報と納入通知書との照合及び発送を職員2名で行うこととし、収入調書へ発送年月日の記載を速やかに行うこととした。 また、収入未済一覧表を確認し、債務者へ督促手続等を行うこととした。</p>
<p>中部総合事務所 福祉保健局</p>	<p>雑入(保護費返還金徴収金)について、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該徴収金は、年金等の遡及受給や就労収入等の未申告により、生活保護費の返還金・徴収金が生じたものであり、滞納者は、既に返還対象額を費消しており、生活保護受給者や年金生活者等の生活困難者であるため、分割納付する者も多く、また、分割納付でも納付が困難であることが原因である。 また、死亡者については、相続人と連絡のとれない者、相続放棄の意向のある者、さらに戸籍及び住民票をそのままにした行方不明者もあり、回収が困難な状況である。 改善策として、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成25年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成26年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。 当該債権の債権管理事務マニュアルである生活保護費返還金等債権管理マニュアルについては、平成26年3月に福祉保健課で作成し、債権管理及び整理の具体的な事務処理を盛り込んだ。 従前からの未納者に対しては、滞納者の生計状況及び支払能力を勘案した分納額に減額見直しをした上で、履行契約書(確約書)を徴取し、不履行があれば速やかに電話、文書及び訪問により催告する。 組織を挙げて粘り強く未収金回収に取り組む。 債務者のうち当福祉事務所が所管する被保護者(三朝町)に対しては、担当ケースワーカーが定例訪問時に督促し、それ以外の者に対しては係長等が定期的に電話及び家庭訪問を行い催告等している。 平成26年度は過年度未収金の回収目標額を300,000円に設定し、目標達成に向けて、平成27年1月から同年3月を回収強化月間として重点的に取り組み、頻回訪問を行った。 また、訪問日は、手持金に比較的余裕がある生活保護費支給日や年金支給日等に行うこととした。</p>

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>さらに、死亡者については、法定相続人の有無を確認し、法定相続人に対してあらかじめ債務状況の説明等を行い、その後、裁判所で相続放棄されていないことが確認できた法定相続人に対しては、債務承認書の提出を指導した。なお、平成26年度相続放棄した者はなかった。</p> <p>新たに未収金が発生しないための今後の対策としては、保護開始時及び開始後年1回、パンフレットにより適正な収入申告をするよう届出義務の内容を説明するほか、定例訪問時にも繰り返し説明し、不正受給をしない旨の確認書を徴収して、適正な収入申告の意識を高め、債権発生（不正受給）の防止を図る。</p> <p>また、収入状況を検証するため、以前から実施している年1回被保護者に係る課税調査を継続して行うとともに、平成24年度から倉吉年金事務所に対して年金収入の一括調査を実施し、今後も年金受給額を的確に把握していく。</p> <p>この結果、平成26年度未収金発生額は平成24年度より16,002円減少した。</p> <p>なお、平成26年度末未収金額が平成24年度と比較し減少していないのは、過年度に分割納付を決定した未納者からの現年度分の徴収金の納付が進んでいないことが原因である。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

非強制徴収公債権		平成24年度末 未収金額	平成25年度 回収額	平成25年度末 未収金額	平成26年度 回収額 (不納欠損額)	平成26年度末 未収金額
過 年 度	平成23年度以前 未収金	4,574,654	227,000	4,347,654	198,399 (1,024,227)	3,125,028
	平成24年度 未収金	935,402	52,000	883,402	58,000	825,402
	小計	5,510,056	279,000	5,231,056	256,399 (1,024,227)	3,950,430
指 摘 以 降	平成25年度 未収金			1,228,096	5,000	1,223,096
	平成26年度 未収金					919,400
計		5,510,056	279,000	6,459,152	261,399 (1,024,227)	6,092,926

中部総合事務所 県土整備局	国道313号(和田橋)橋梁補修工事(交付金橋梁補修)について、変更契約の締結が遅延していた。	<p>当該補修工事の仮設綱矢板施工中に、想定していなかった土層内の転石層があり、打込みが不可能となったため、協議書指示書によりサイレントパイラー工法から特殊工法へ変更した。</p> <p>工法の変更に伴う契約金額の増額について、日当たり施工量及び施行規模等が不明確で、積算基準及び工事数量等関係書類の収集に時間を要したこと、本体工事の変更もあったこと、また工程管理に忙殺され、結果的に変更契約の時期が遅延したものである。</p> <p>再発防止のため、平成25年12月に課内勉強会を実施し、</p>
------------------	--	---

機関名	指摘事項	講じた措置
		設計変更に伴う契約変更事務取扱要領の遵守等について周知徹底するとともに、担当者及び上司での相互確認等を徹底した。
中部総合事務所 県土整備局	庁内LANパソコンの損傷事故について、事故報告が遅延していた。	<p>事故当事者及び上司が、県物品事務取扱規則第46条の事故報告の規定を認識していなかったため、パソコン修繕費の支払手続時に中部総合事務所県民局から報告状況の確認指示があるまで、報告しなかったものである。</p> <p>平成25年3月に物品損傷報告データベースにより報告した。</p> <p>再発防止のため、平成25年3月、事案の判明を受けて、局掲示板により局内職員へ報告義務及びデータベースの入力方法等について周知するとともに、局の課長会議において各課での徹底を依頼した。</p> <p>また、平成25年12月に、監査結果報告で指摘事項となったことについて、局の課長会議で報告し、改めて徹底するとともに、局掲示板により、速やかな口頭報告及びデータベースの入力について、再度の徹底を図った。</p> <p>さらに、平成26年度当初（5月）に、改めて局内全職員へ局掲示板により周知徹底を図った。</p>
西部総合事務所 県民局（地域振興局）	雑入（鳥取県立大山駐車場の指定管理に係る納入金）について、調定が遅延していた。	<p>指定管理に係る納入金は、鳥取県立大山駐車場の管理運営に関する協定書第18条で、四半期ごとに納入する旨規定しているが、県の担当者の認識不足及び上司の確認不足により大幅に手続が遅延し、年度分まとめて調定していたものである。</p> <p>再発防止のため、平成26年5月に今回の指摘内容等を局内で情報共有し、業務の進捗状況について、担当及び副査で相互に確認し、さらに上司も確認することとした。</p>
西部総合事務所 福祉保健局	雑入（母子・寡婦福祉資金貸付金の違約金）について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの依然として多額の未収金があった。	<p>母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金の滞納に伴い、課せられた違約金が未収となっているものであり、債務者は償還金を滞納して計画的に分納しているケースが多く、定例の償還金と違約金を支払わなければならないため、償還金の支払が精一杯であり、違約金の支払が後回しになっていることが原因である。</p> <p>また、償還金の支払が終わり違約金のみの高額案件については、督促を続けているものの年金生活者で資力がなく、年金月に少しずつ納入する状況である。</p> <p>改善策として、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成25年度は債権ごとのマニュアルを見直し、平成26年度はマニュアルに基づきメリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>当該貸付金の債権管理事務マニュアルである鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付・償還事務取扱要領については、平成26年3月に改正し「県総合事務所長は、債務者の償還状況等に応じて債権分類を行い、債権分類に応じた納付指導を行う等、適正に債権管理を行うこと」を明記した。</p> <p>従来未納者に対しては、早期及び夜間に督促を行う日を設け、債務者等との面会に努めるとともに、連絡がとれるよう電話する時間等を工夫する。</p> <p>大口債務者については、資力に応じた分割納付契約とし、確実な履行に繋げる。</p> <p>また、本人の所在が不明な場合は、速やかに住所照会</p>

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>し関係者の捕捉を行う。</p> <p>さらに、督促に応じない者等については、法的手段（裁判所による支払督促等）も念頭に置いて滞納案件を分類し、その中で特に督促に応じない、もしくは何度も不履行となっている債務者については、平成 25 年度から弁護士等による債権回収業務委託を行っている。</p> <p>断続的な納付勧奨を行い、その結果、違約金のみ滞納がある者から大半の納付を得るとともに、分割納付者の納付管理を綿密に行い、納付の遅延が発生した場合、直ちに納付勧奨を行い、違約金の発生を抑制することとした。</p> <p>また、新規に発生した未納者に対しては、初期債務者の固定化及び累積化を防ぐため、督促状送付者の一覧を作成し、集中的に指導を行い、債務者の延滞及び生活状況に応じて、効率的な督促を行う。</p> <p>この結果、平成26年度末未収金額は平成24年度末より 91,910円減少するとともに、平成26年度未収金発生額は平成24年度より8,420円減少した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

私債権（貸付金）		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	1,126,510	69,560 (6,730)	1,050,220	25,480	1,024,740
	平成 24 年度 未収金	20,110	2,090	18,020	1,000	17,020
	小計	1,146,620	71,650 (6,730)	1,068,240	26,480	1,041,760
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			5,550	4,290	1,260
	平成 26 年度 未収金					11,690
計		1,146,620	71,650 (6,730)	1,073,790	30,770	1,054,710

西部総合事務所  
福祉保健局

雑入（保護費返還金徴収金）について、依然として多額の未収金があった。

当該徴収金は、年金等の遡及受給や就労収入等の未申告により、生活保護費の返還金・徴収金が生じたものであり、滞納者は、既に返還対象額を費消しており、生活保護受給者や年金生活者等の生活困難者であるため、分割納付する者も多く、また、分割納付でも納付が困難であることが原因である。

改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成 26 年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。

当該債権の債権管理事務マニュアルである生活保護費返還金等債権管理マニュアルについては、平成 26 年 3 月に福祉保健課が作成し、債権管理及び整理の具体的な事



機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>務処理を盛り込んだ。</p> <p>従前からの未納者に対しては、全債務者に対して滞納額等を知らせ、納入を呼びかけた。</p> <p>また、引き続き、現業員、係長、課長補佐及び課長による組織的な体制で、債務者と接触しやすい早朝の時間帯に訪問及び電話による納付勧奨を行うとともに、分担を決めて定期的に状況を確認し、計画的な分割納付等に繋げた。</p> <p>また、平成 25 年度から、未納者に自動送金の手続を行うようお願いし、安定した回収に繋がった。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、督促状発行とともに電話等による督促を行い、新たな滞納発生及び累積を防止し、可能な限り初期対応により時機を逃さず強力に進める。</p> <p>また、やむを得ず分割納付を認める場合でも、当該世帯の状況に応じ適切な分割計画となるよう配慮するとともに、間断ない納付指導に努めた。</p> <p>なお、平成 25 年度末未収金額及び平成 25 年度未収金発生額が平成 24 年度と比較し減少していないのは、過年度に分割納付を決定した未納者からの現年度分の徴収金の納付が進んでいないこと及び平成 25 年度に大口（181万円）が 1 件発生したためである。</p> <p>この結果、平成26年度末未収金額は平成24年度末より増加したものの、平成26年度未収金発生額は平成24年度より499,044円減少し、平成26年度回収額も平成25年度より334,990円増加した。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

非強制徴収公債権		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	3,207,097	171,360	3,035,737	233,400	2,802,337
	平成 24 年度 未収金	1,001,287	53,000	948,287	236,750	711,537
	小計	4,208,384	224,360	3,984,024	470,150	3,513,874
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			2,406,106	89,200	2,316,906
	平成 26 年度 未収金					502,243
計		4,208,384	224,360	6,390,130	559,350	6,333,023

西部総合事務所  
農林局

国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金について、依然として多額の未収金があった。

国営大山山麓土地改良事業負担金を2つの土地改良区が滞納しており、土地改良区の組織が脆弱であること、経営の苦しい農家からの償還が滞っていることや、死亡した組合員の相続手続ができていない等の理由から、土地改良区には県に負担金を納付するための原資がないのが原因である。

改善策として、平成 25 年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成 25 年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成 26 年度はマニユ

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>アルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>当該債権は、強制徴収公債権であり、債権回収は地方自治法第 231 条の 3 に基づき、地方税の滞納処分の例により、行っている。</p> <p>滞納は 2 土地改良区だけであり、負担金の調定も平成 26 年度で終了するため、当該債権の債権管理事務マニュアルは作成していない。</p> <p>平成 23 年度末時点の未収金案件（土地改良区）は大山畑地土地改良区及び米子市伯仙土地改良区の 2 件で、各対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件 1（大山畑地土地改良区）</p> <p>平成 23 年 11 月、平成 24 年 5 月及び同年 7 月に理事会に出席して今後の処理方針を協議し、滞納処分の実務を指導した。</p> <p>また、平成 27 年 4 月には、個々の滞納状況について事務局への聞き取りを行い、今後の処理方針を指導した。平成 27 年 4 月現在、滞納者 8 名、うち 2 名は農地差押中である。</p> <p>案件 2（米子市伯仙土地改良区）</p> <p>平成 27 年 4 月に、個々の滞納状況について事務局への聞き取りを行い、今後の処理方針を指導した。滞納者 2 名のうち 1 名の滞納処分に向けて財産を調査中、他の 1 名は死亡しており相続人調査が難航していたが、調査の再開を助言した。</p> <p>新規に発生した未納者（農家）に対しては、長期滞納農家を作らないために、納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状を送付する等により、迅速に対応するよう土地改良区を指導することとした。</p> <p>この結果、平成 26 年度末未収金額は平成 24 年度末より 1,017,505 円減少した。</p> <p>また、平成 26 年度末未収金発生額が平成 24 年度と比較し減少していないのは、納付があっても過年度分から充当しているためである。</p>

未収金状況一覧表

(単位：円)

強制徴収公債権		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	6,237,596	3,628,041	2,609,555	2,609,555	0
	平成 24 年度 未収金	6,393,419	1,219,576	5,173,843	5,173,843	0
	小計	12,631,015	4,847,617	7,783,398	7,783,398	0
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			6,393,523	1,173,574	5,219,949
	平成 26 年度 未収金					6,393,561
計		12,631,015	4,847,617	14,176,921	8,956,972	11,613,510

西部総合事務所	国営大山山麓土地改良事業	当該延滞金は、各年度の国営大山山麓土地改良事業に
---------	--------------	--------------------------

機関名	指摘事項	講じた措置
農林局	に係る農地費負担金の延滞金について、依然として多額の未収金があった。	係る農地費負担金の未収金が完納となる都度、発生するものである。 まずは農地費負担金の完納を目指し、その後当該延滞金についても、農地費負担金と同様に処理を進めていく。

未収金状況一覧表

(単位：円)

強制徴収公債権		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	3,878,440	0	3,878,440	0	3,878,440
	平成 24 年度 未収金	1,123,090	0	1,123,090	0	1,123,090
	小計	5,001,530	0	5,001,530	0	5,001,530
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			1,587,180	0	1,587,180
	平成 26 年度 未収金					1,385,830
計		5,001,530	0	6,588,710	0	7,974,540

西部総合事務所 県土整備局（米 子県土整備局）	土木使用料（砂防設備等占 用料及び河川等占用料）につ いて、調定が遅延しているも のがあった。	<p>占用許可台帳の整備が不十分であり、内容確認に時間を要したことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、4月1日に調定すべきものについて、平成25年度分は平成25年5月まで、平成26年度分は平成26年4月までに調定し、平成27年度分については平成27年5月までに調定を完了した。</p> <p>再発防止のため、許可占用台帳は毎年3月までに最新データに更新し、前年度末までに調定準備を終えることとした。</p> <p>また、事務処理に遅延が発生していないか、周りの職員及び上司が確認できるよう担当者ごとに文書保管ボックスを設置し、遅延が発生している時は、課長が他職員の応援を含め必要な指示を行うこととした。</p>
日野総合事務所 県土整備局 （西部総合事務 所日野振興セン ター日野県土整 備局）	土木使用料（道路占用料） 及び行政財産使用料（電柱敷 地等）について、調定が遅延 しているものがあった。	<p>担当者及び上司が占用料の調定について、十分な整理及び進行管理をしなかったため、占用料の調定に係る許可内容の精査にかなりの時間を要してしまったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、許認可事務に係る年間スケジュールを作成し、担当者だけでなく組織全体で情報共有し、適切な進行管理を行うこととした。</p> <p>特に、年度始めに処理を要する事務については、前年度末までの間に組織内で行うべき作業を確実に行うよう徹底し、平成25年度は4月中旬までに調定した。</p>
企業局	水力発電費の修繕費につい て、予算を超えて執行してい た。	<p>平成24年度2月補正予算で修繕費を減額したが、減額補正に係る事後手続である財務端末への補正額データの inputs を失念したため、見込み以上に必要となった発電機器等の修繕について予算があると誤認し、流用等の手続を行わず執行し、決算したものである。</p> <p>適切な事務処理の徹底を図るため、平成25年12月企業局所課長会議を開催し、その後全職員を対象としたコンプライアンス研修会を平成26年4月に開催し、チェッ</p>

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>ク体制の強化及びコンプライアンスの遵守等について注意喚起した。</p> <p>再発防止のため、事業担当グループ内での複数チェックに加え、企画総務担当も確認する体制にした。</p> <p>また、平成26年4月からの会計制度改正に伴い企業局財務会計システムを入れ替えた際に、補正予算額入力画面に新たに款項目等毎の計、執行予定額及び予算残額が表示されるよう改良し、執行状況等を確認のうえ適正に予算管理している。</p>
中央病院	固定資産について、減価償却額に誤りがあった。	<p>病院局財務会計システムでの固定資産のデータ入力について、資産種類、資産科目及び資産科目詳細の入力順序を誤ると、減価償却の残存金額及び年償却額が正しく算出されないことを十分理解していなかったこと、また操作マニュアルに入力手順の記載がなかったことが原因である。</p> <p>平成25年12月までに病院局財務会計システムの減価償却額のデータを修正した。</p> <p>再発防止のため、平成26年4月からの病院局財務会計システムの更新にあわせて、入力順序に関係なく、正しい減価償却額が計算されるよう改良した。</p>
教育委員会 教育総務課	雑入（過年度給与の返納に伴う共済組合事業主負担金返納）について、調定を行っていなかった。	<p>当該調定にあたり、教育総務課で仮計算し、公立学校共済組合鳥取支部へ確認を依頼したが、共済組合が教育総務課内にある組織であるため、督促が不十分であったことが原因である。</p> <p>当該調定について、平成25年6月に収入した。</p> <p>再発防止のため、平成25年9月に課内で今回の事例の反省及び対策についての協議を行い、今後同様の事例が生じた場合は、文書で共済組合に処理期限を定めて依頼するとともに、組織的に進行管理を行い、速やかに処理することとした。</p>
教育委員会 鳥取湖陵高等学校	生産品処理簿について、生産数量等を生産時に計上すべきところを、売払時に数か月分まとめて報告していた。	<p>生産品の報告は、県立高等学校実習生産品等会計事務取扱要領様式第1号の生産品処理簿に基づき、生産の都度、生産主任が校長へ報告等行うべきものであったが、組織全体として生産品処理簿の記載時期等に関する認識が誤っており、売却の処分時に数ヶ月分まとめて報告していたものである。</p> <p>平成25年度から生産主任が生産及び処分の都度、生産品処理簿に記載し、その都度、校長に報告等を行うこととした。</p> <p>再発防止のため、平成25年3月に、当該業務に関わる職員全員に対し、県立学校実習生生産品等会計事務取扱要領に基づく事務手続について周知徹底を図るとともに、平成25年4月当初に新たに担当者となった者も含めて、平成25年4月に当該業務に関する研修を実施した。</p> <p>以降は毎年年度当初に同様の研修を実施している。</p>
教育委員会 博物館	入館券の受払簿について、受払の状況を記載しておらず、保管在庫と帳簿に記載された残数が大幅に相違していた。	<p>入館券は受付のほか2箇所に分散して保管しており、内1箇所について受払の状況を記載していなかったものであり、管理を担当者任せにしていたこと、月末に残数を確認することを組織として怠っていたことが原因である。</p> <p>平成25年5月に改めて確認し、受払簿の残数と保管枚数を一致させた。</p> <p>再発防止のため、保管場所を分散せず、受付及び物品倉庫に限定することとし、受払簿の設置場所を分かりや</p>

機関名	指摘事項	講じた措置
		<p>すい位置に特定し、受払簿の記載状況を職員が共有できるようにした。</p> <p>また、物品事務取扱規則による月末の現在高の確認を、物品保管主任より上席の課長補佐が行うことを徹底した。</p>
<p>教育委員会 人権教育課</p>	<p>鳥取県育英奨学資金貸付金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。</p>	<p>当該貸付金は、経済的理由により高校及び大学への修学が困難な者に対して、奨学金を貸与するもので、奨学生のリターン意識の不足等により、未収金が発生しているのが原因である。</p> <p>改善策として、平成25年度から鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づき、全庁的に県の債権回収を計画的に行うこととし、平成25年度は債権ごとのマニュアルの見直しを重点事項として取り組み、平成26年度はマニュアルに基づき、メリハリのある効率的かつ説明責任を果たした債権管理を行うこととした。</p> <p>鳥取県債権管理マニュアルに基づき、鳥取県育英奨学資金事務取扱マニュアルを平成26年3月に改正し、未納者に対する催告状の発送基準及び債権回収の外部委託の基準を盛り込み、さらに平成27年3月に改正し、債権分類を行い区分に応じた債権回収に取り組むことを規定した。</p> <p>また、平成25年4月から非常勤職員を1名増員して、未納になり始めた早い段階での納付交渉が効果的であり、督促状の発送とともに電話督促を行い、未収金発生予防に力を入れている。</p> <p>さらに、未就職や出産など、所得の少ない期間の返還を猶予することで、継続安定的な返還が見込める仕組みを整備した。(平成25年3月規則改正)</p> <p>従前からの未収金対策としては、電話督促や個別訪問による返還交渉を行い、状況によっては分割納付に応じる等柔軟に対応し、返還を促している。</p> <p>それでも返還が進まない者については債権回収会社へ委託したり、悪質な未納者については法的措置を行うなど、厳正な対応を行っている。平成26年度は、例年より委託の件数及び金額を大幅に増やし対応を強化した。</p> <p>催告状や法的措置予告文書等は、本人だけではなく、保証人にも送付し、滞納状況を認識させ、返還を求めている。</p> <p>なお、平成26年度末未収金発生額が平成24年度と比較し減少していないのは、新規返還者(平成26年度約1,200名)の発生に伴う債務者の増加により、現年度調定額(平成26年度約96,600千円増加)が増加したことによるものである。</p>

機関名		指摘事項		講じた措置		
未収金状況一覧表 (単位：円)						
私債権（貸付金）		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	52,827,059	10,848,877 (176,700)	41,801,482	10,118,074 (4,000)	31,679,408
	平成 24 年度 未収金	26,421,987	6,149,829	20,272,158	4,751,126 (12,000)	15,509,032
	小計	79,249,046	16,998,706 (176,700)	62,073,640	14,869,200 (16,000)	47,188,440
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金			30,559,482	7,061,449	23,498,033
	平成 26 年度 未収金					37,165,310
計		79,249,046	16,998,706 (176,700)	92,633,122	21,930,649 (16,000)	107,851,783
教育委員会 博物館	空調自動制御機器保守委託 契約について、契約書に定め る点検報告書の受理が遅延し ていた。	<p>点検報告書はいったん提出されたが、修正のやりとり に時間を費やすなど、担当者の業務管理が不十分であつ たことが原因である。</p> <p>点検報告書は、平成 25 年 2 月に受理した。</p> <p>再発防止のため、今回の事例を担当者のみでなく、課 内で情報共有するとともに、今後、契約締結の際には契 約内容を複数で確認し、業務の進行管理を行うこととし た。</p> <p>また、当該契約書では、「業務完了後その都度速やかに 提出する。」と規定していたが、点検報告書の内容は相当 の分量があり、業務の特性及び業務負担も考慮して、平 成 26 年度の同様の契約からは「速やかに」の表現を削除 した。</p>				
教育委員会 船上山少年自然 の家	電気料金について、支払の 遅延により遅収料金により支 出していた。	<p>入居団体の使用料金を速やかに把握するため、従来か ら庶務集中局が支払管理する公共料金自動口座振替払デ ータベースを利用することなく、資金前渡により電気料 金を支払っていたが、平成 24 年 4 月の人事異動により、 担当者が替わり、支出事務処理が遅れたものである。</p> <p>早収料金期限日を経過したため、遅収料金として支払 った過払い部分の金額について、平成 24 年 7 月に本庁主 務課へ報告するとともに、物品損傷報告データベースへ 登録した。</p> <p>再発防止のため、電気料金のほか、水道料金及び電話 料金についても、平成 24 年 8 月から公共料金自動口座振 替払データベースを利用することとした。</p> <p>また、通常の支払業務についても、請求書を受領し入 力したら支払期限が自動表示される一覧表で、支払状況 を整理することとした。</p>				
教育委員会 米子養護学校	駐車場使用に係る行政財産 の目的外使用許可について、 職員から行政財産（職員等駐 車場）使用許可申請書の提出 を受けたものの許可が遅延し	<p>担当者が処理を失念していたこと、上司も処理の確認 を怠っていたことが原因である。</p> <p>平成 24 年 5 月の申請について、平成 24 年 11 月に処理 漏れが判明し、同日速やかに処理し許可した。</p> <p>再発防止のため、申請書受理後速やかに許可を行うた</p>				

機関名	指摘事項	講じた措置
	ていた。	<p>め、事務室内で情報共有し、担当者のみでなく、複数で進捗状況を確認することとした。</p> <p>また、会計局主催の会計事務に関する研修会に出席し、受講後事務室内で資料を供覧し、周知した。</p>
警察本部	安全運転管理者及び副安全運転管理者講習業務委託契約について、債務負担行為設定年度経過後に複数年契約を締結していた。	<p>平成 23 年度 11 月補正予算で平成 24 年度から平成 25 年度までの債務負担行為を設定し、平成 23 年度中の契約締結が必要であったところ、平成 23 年度中に実施した一般競争入札が不落札となったため、平成 24 年度に再度公告入札を行い、平成 24 年 4 月に複数年契約を締結していたものである。</p> <p>これは、担当者の認識不足及び入札事務に携わる関係者のチェックが十分でなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成 25 年 8 月に、各所属に対し指示するとともに執務資料を発出し、債務負担行為の設定年度内に契約を締結できるよう期間に余裕を持たせた入札又は見積り合わせを行うこと及び不落札とならないよう事前に十分な市場調査を行った上で適正な予定価格の設定を行うことを周知徹底し、起案書類の審査時のチェックを徹底した。</p>
警察本部	過料等（放置違反金等）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。	<p>当該過料は、放置車両確認標章を取り付けた放置車両のうち、運転者が警察署等に出頭せず、反則告知を受けなかった車両の自動車検査証上の使用者に対し、県公安委員会が放置違反金の納付命令を行い、制裁として納付義務を課す行政罰であり、納付命令を行ったもののうち、支払能力等の理由により、全体の 5%前後の未収が生じている。</p> <p>平成 24 年度は放置駐車違反が多く、納付命令対象者が増加したため、新規未収金も増加したものである。</p> <p>滞納者に対しては極力面接を行い連絡先を聴取するとともに、納付を促し、納付がない場合は、文書、電話、面接及び臨戸による催促を行った。</p> <p>また、所在が判然としない者に関しては、自動車検査証上の使用者の住所宅付近で聞き込みを実施し、転居先、職場稼働先等の手掛かりの入手に努めるとともに、自治体等への照会を行い、所在の把握に努めている。</p> <p>この結果、平成26年度末未収金額は平成24年度末より1,078,000円減少するとともに、平成26年度未収金発生額は平成24年度より816,000円減少した。</p>

機関名		指摘事項	講じた措置			
未収金状況一覧表		(単位：円)				
強制徴収公債権		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額 (不納欠損額)	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	1,141,000	414,000 (96,000)	631,000	403,000 (30,000)	198,000
	平成 24 年度 未収金	1,302,000	603,000 (30,000)	669,000	261,000 (18,000)	390,000
	小計	2,443,000	1,017,000 (126,000)	1,300,000	664,000 (48,000)	588,000
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金	/	/	600,000	279,000 (30,000)	291,000
	平成 26 年度 未収金	/	/	/	/	486,000
計		2,443,000	1,017,000 (126,000)	1,900,000	943,000 (78,000)	1,365,000
警察本部	雑入（退職手当返納金）について、多額の未収金があった。	<p>平成 22 年度に退職した元職員の退職手当について、関係規定の適用を誤って、退職手当を誤支給したことが平成 24 年 5 月に判明したため、債務者へ督促状及び催告書を送付するとともに、繰り返し自宅訪問して催告を行ったが、平成 24 年度末までに債務者が返納に応じなかったため、未収金となったもの。</p> <p>平成 25 年 7 月、当該未収金に係る債権回収業務を、総務部財源確保推進課と連携して弁護士事務所へ委託した。</p> <p>債権回収業務委託契約に基づき、担当弁護士による交渉を進めた結果、平成 25 年 11 月、債務者から本件過年度未収金の一括返納を受けた。</p> <p>同種事案の再発防止のため、平成 25 年 4 月から、事務担当者をそれまでの 2 名から 3 名へと 1 名増員配置し、退職手当に関わる業務体制及びチェック機能を強化した。</p> <p>具体的には、事務担当者が作成した退職手当金額計算書を、もう 1 名の担当者がチェックし、更に担当補佐がチェックを行うダブルチェックを実施し、その後に決裁を受けるようにした。</p> <p>また、担当係全員が関係規定を再度確認し、計算方法等確実に理解するよう指導を行った。</p>				



機関名		指摘事項	講じた措置			
未収金状況一覧表		(単位：円)				
非強制徴収公債権		平成 24 年度末 未収金額	平成 25 年度 回収額	平成 25 年度末 未収金額	平成 26 年度 回収額	平成 26 年度末 未収金額
過 年 度	平成 23 年度以前 未収金	—	—	—	—	—
	平成 24 年度 未収金	1,002,000	1,002,000	0	0	0
	小計	1,002,000	1,002,000	0	0	0
指 摘 以 降	平成 25 年度 未収金	/	/	—	—	—
	平成 26 年度 未収金	/	/	/	/	—
計		1,002,000	1,002,000	0	0	0

## 2 意見

意見	講じた措置
<p><b>1 総務部</b> <b>税外未収金回収への対応について（財源確保推進課）</b></p> <p>平成25年1月に、全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「債権管理マニュアル」が作成され、また、同年4月には鳥取県債権回収計画等に関する条例も施行され、債権回収に向け、全庁的に取組を進めているところである。</p> <p>しかしながら、債権回収の実態は部局により様々であり、取組の進捗が遅れている機関も相当数生じている。</p> <p>例えば、</p> <p>① 米子児童相談所では、従来からの要領で債権分類することとされていたが、滞納者の整理・分類が十分にできていない。</p> <p>② 鳥取港湾事務所では、滞納者の倒産等による回収困難案件であるが、滞納者との接触が不十分であり、滞納者の現状を十分把握できていない。</p> <p>③ 住宅政策課では、滞納者に対する早期対応が不十分で、平成24年度は新規調定分が全く徴収できていない。</p> <p>などの事例が見受けられた。</p> <p>未収金は、長期化すると回収が困難になる傾向が顕著で、早期の対応を適切に行うことが特に重要である。こうした十分な取組が行われていない事例や、特別な事情により回収が進まない事例については、債権管理業務全体の調整機能として財源確保推進課が現状の把握や指導などの取組を行っていくことが必要であると思われる。</p> <p><b>については、各部局において適切な債権回収</b></p>	<p>1 積極的な債権管理について</p> <p>(1) 平成 26 年 4 月及び 7 月に税外未収金にかかる庁内会議を開催し、鳥取県債権回収計画等に関する条例による報告や監査指摘を踏まえ、説明責任を果たした債権管理、全庁的な債権管理について推進することを申し合わせた。</p> <p>(2) (1) の取組内容を確認するため、50 万円以上の未収金がある所属に対して、平成 26 年 5 月に書面による調査を実施し、その後必要に応じて状況確認を行った。</p> <p>また、それ以外の所属については、鳥取県債権回収計画等に関する条例による報告の際、その内容を確認した。</p> <p>なお、平成 27 年 8 月に 10 万円以上の未収金がある所属を対象に状況確認のための書面調査を行った。</p> <p>(3) 債権ごとのマニュアルについての具体的な改正内容については、(2) の分析の中で確認している。</p> <p>(4) 平成 26 年度の外部委託については、平成 26 年 4 月に契約を締結し、各課が直接委託するものを含めると約 6 億円の債権回収について委託した。</p> <p>2 回収困難な債権の対応</p> <p>費用対効果を踏まえた債権管理は極めて重要である。</p> <p>調査を行っても、所在が判明しない場合等客観的に徴収困難な債権については、積極的に管理の事務を執行すると、かえって費用倒れになり、かつ、実効がないため、徴収停止の措置を講ずることが適当である。</p> <p>徴収停止は、一定の理由により、積極的に債権管理しないという内部の意思決定であり、取り消しも可能であることから、該当する債権については、徴収しないことの説明責任を果たすためにも、全庁マニュアルあるいは債権ごとのマニュアルを踏まえて、適切に活用されるよう、聞き取りの機会等を活用し、働きかけている。</p> <p>一方、債権放棄は請求しうる県民の資産を県が自らの意</p>

意見	講じた措置
<p>が図られるよう、積極的に指導を行われたい。また、回収努力を適切に行ってもなお回収困難な債権については、回収継続の合理性を総合的に判断し、徴収停止の措置や議会の議決を経ての債権放棄も視野に入れながら、効率的かつ的確な債権回収に努められたい。</p>	<p>思で消滅させることでもあり、苦勞して返済されている方をはじめとする県民の理解が得られないほか、返済しなくても良いというモラルハザードにつながるなどの問題もある。</p> <p>そのため、債権分類の徹底によりメリハリをつけることにより、効率的な債権管理を進めていく。</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 米子児童相談所について 平成 26 年度当初に行う債務者一覧表の確認時に債権分類を実施した。</p> <p>(2) 鳥取港湾事務所について 港湾施設使用料について、粘り強く交渉した結果、平成 24 年度末未収金額 3,663,014 円の内、約 3,442,000 円を平成 25 年度回収した。</p> <p>(3) 住宅政策課（住まいまちづくり課）について 雑入（県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金）については、損害賠償金の発生要因である滞納家賃についても支払を求めており、滞納家賃に優先して充当しているため、損害賠償金が減少していない事情がある。</p>
<p><b>2 総務部及び企画部（元気づくり総本部）共通</b> <b>中山間地域振興に係る支援制度の対象について(財政課及びとっとり暮らし支援課)</b></p> <p>中山間地域の振興を図ることを目的として、生活応援・地域活性化等の取組を支援する制度が設けられている。</p> <p>支援制度は市町のほか、企業、農商工団体、広域的運営組織、NPO、集落等の取組を支援するものであるが、現状では、地域活性化等の取組を行おうとする団体等があっても、市町の補助を条件としている場合には、市町が取り組まなければその団体は支援を受けることができない。</p> <p>補助事業のメニューが多様化する中、取り組みたい団体のニーズに合わせてタイムリーに支援するためには、市町の補助を条件とするスキームがなじまない場合も生じるものと考えられる。</p> <p>ついては、やる気のある団体等を支援し、中山間地域における地域活性化を図るためにも、中山間地域に係る支援制度の対象に、市町のほか、直接事業を実施する団体等も含めることができるよう、実態を踏まえ柔軟に対応されたい。</p>	<p>平成 26 年度当初予算では、これまで間接補助で実施してきた中山間地域に対する補助事業について、事業の実施状況や市町村からの意見等を踏まえ、市町村関与や負担のあり方を再度検証した。</p> <p>その結果、特にスタートアップ的な部分について、市町村を介さなくともやる気のある団体を支援できるよう、伝統文化の伝承施設や買い物支援等多岐にわたる分野で間接補助から直接補助へと見直した。</p> <p>【民間団体に直接支援する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業（ソフト事業）</li> <li>・中山間集落活力創出若者活動支援事業（活動及び報告への支援）</li> <li>・まちなか暮らし総合支援事業（ソフト事業）</li> <li>・地域おこし協力隊自主起業塾開催支援事業（平成27年6月補正予算）</li> </ul> <p>【見直しの効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域、まちなか振興に係る補助事業の活用件数 平成25年度 22件 → 平成26年度 37件</li> </ul>
<p><b>3 企画部（地域振興部）</b> <b>選挙における投票の機会の確保について（自治振興課（地域振興課））</b></p> <p>選挙の投票率は、年々下降傾向であるが、その要因として、政治に対する無関心層の増大だけでなく、中山間地をはじめとする投票所の削減等による有権者の利便性の低下が影響しているものと考えられる。</p> <p>中山間地を抱える自治体では、遠くの投票所へ行くことが困難な高齢者等のため投票所</p>	<p>選挙における投票機会の確保のための投票所及び期日前投票所への送迎バス等の運行に要する経費及び外部の立会人の派遣に要する経費は、国政選挙及び知事・県議会議員選挙では措置されており、平成 27 年 4 月の知事及び県議会議員選挙においても、当該経費について予算措置を行った。</p> <p>送迎バス等の運行等による選挙における投票機会の確保の取組については、研修会や説明会を通じて市町村選挙管</p>

意見	講じた措置
<p>へのバス輸送など取り組まれているが、利用者数が少ない事例や、バス輸送等の取組が行われていない地域もある。</p> <p>また、今年6月に公職選挙法が改正され、不在者投票管理者に対し、投票を公正に実施する方策を確保することが新たに努力義務規定として設けられたところである。</p> <p><b>については、中山間地における投票権の行使の確保を図るため、市町村においては、投票所への交通手段の確保及びその利便性の向上に努めるとともに、不在者投票において、外部の立会人の派遣や選挙管理委員会等の巡回により投票の公正さを確保した上で施設内での投票機会が確保されるよう、不在者投票を行う施設への制度の周知や市町村選挙管理委員会への助言に努められたい。</b></p>	<p>理委員会に情報提供を行い、積極的に取り組んでいただくよう要請を行っている。</p> <p>○平成26年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会を開催し、町営バスの無料券を全有権者に配布して期日前投票所への移動支援に取り組んでいる日南町の事例を紹介する等の情報提供を行った。(5月)</li> </ul> <p>○平成27年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年4月執行の統一地方選挙に当たり、説明会を開催し、市町村に積極的に取り組んでもらうように要請した。(2月)</li> <li>・研修会を開催し、統一地方選挙の際に時間と場所を限定した出張期日前投票所を設置した北栄町の事例を紹介する等の情報提供を行った。(5月)</li> <li>・研修会を開催し、統一地方選挙に際し投票所への送迎(投票支援タクシー)を実施した倉吉市の事例を紹介した。(8月)</li> <li>・統一地方選挙では新たに2市町で期日前投票所又は投票所への送迎バス等の運行に取り組まれ、統一地方選挙では計10市町で実施された。今後も、各市町村選挙管理委員会に対して情報提供を行うなど、選挙人の利便性の向上及び投票機会が確保されるように働きかけていく。</li> </ul> <p>不在者投票が適正かつ公明に実施されるため、従来から選挙の都度、指定施設を対象に説明会を開催しているが、平成15年以降の説明会では、不在者投票を行う際には施設職員以外の者を立ち合わせることや、施設所在地の市町村選挙管理委員会に不在者投票時における巡回を要請することなどを依頼しており、平成25年6月に公職選挙法が改正されるかなり以前から、不在者投票の公正な実施の確保について、独自に取り組んできたところである。</p> <p>平成27年4月執行の統一地方選挙に当たっても、平成27年3月に指定施設を対象とした統一地方選挙に係る不在者投票に関する説明会を開催し、内容の周知を図った。</p> <p>なお、従来、同説明会は県内1カ所で開催してきたが、多くの指定施設職員に参加いただきやすいよう、改正内容の周知を図るため、今回は県内2カ所で開催したところである。</p> <p>市町村選挙管理委員会は、指定施設からの要請に基づき立会人の派遣、施設の巡回を従前から行っているところであり、引き続き協力を求めていく。</p>
<p><b>4 文化観光局(地域振興部)及び教育委員会共通</b></p> <p><b>鳥取県の文化財の活用について(文化政策課及び文化財課)</b></p> <p>文化財は先人が生み出した貴重な財産であり、鳥取県内にも史跡、建造物など様々な文化財が保存されている。現在、鳥取県の文化財についてはパンフレットやホームページで情報発信されているほか、文化財の実物に触れたり、文化財を分かりやすく紹介する機会として、出前講座等が実施されているところである。</p> <p>文化財は保存するだけでなく、本県の貴重な財産として県内外に広く長く親しんでもら</p>	<p>これまでも知事部局では、文化財に対する県民の認知を高め、地域の誇りとして次世代へ継承されていくよう、教育委員会と連携しながら、とっとり伝統芸能まつりの開催、小中学校等を対象とした伝統芸能公演事業の開催及び美術館(公立を除く)が実施する収蔵品及び資料等の調査の支援を行っている。</p> <p>また、平成25年度から、教育委員会は知事部局と連携して、県外の学校に対して教育旅行で県内文化財施設を見学してもらうようPRを行うとともに、芸術文化振興基金等の伝統芸能に関する助成事業の情報発信を知事部局で行っ</p>

意見	講じた措置
<p>うことが望まれる。文化財の周知や情報発信については、教育的視点のみならず、地域振興、文化及び観光振興など様々な分野での可能性を視野に総合的にプロデュースしていくことが必要であるが、そのためには、文化政策の一環として知事部局が主体的に関わって、戦略的な事業展開を行った方が効果的と思われる。</p> <p><b>については、本県が誇る文化財をより多くの方々に知ってもらうため、文化政策の一環として、知事部局は教育委員会と連携して文化財に関する情報を収集するとともに、県内外に効果的に情報発信する方策を検討されたい。</b></p>	<p>た。</p> <p>さらに、知事部局で作成している文化財に関するPRマップについても、教育委員会と連携して作成しており、平成26年度はさらに企画段階から連携し、観光振興及び地域振興に繋げる視点で、建造物など文化財を巡ることができる内容とした。</p> <p>その他、平成27年3月に、知事部局（文化政策課）主催で開催した重要無形文化財「人間国宝」3名による子ども向けワークショップ及びフォーラムについては、教育委員会（文化財課）も協力して開催し、重要無形文化財及びものづくりに関して、多くの方の見識を深めることができた。</p> <p>効果的な情報発信の方法については、文化政策課長及び文化財課長の両課長が、平成26年8月及び9月に直接情報交換を行い、連携して情報発信に取り組むとともに、当初予算に向けて事業化を検討することとした。その結果、平成27年度当初予算において、無形文化財を観光振興に活用し、情報発信を強化する取組を事業化し、地域の伝統芸能魅力発見・発信事業を実施することとした。</p> <p>また、平成27年3月に、文化政策課の職員が広報課主催の情報発信担当者会議に出席し、文化財の情報発信について意見交換を行った。</p> <p>知事部局で発行している漫画を活用した県政情報誌「まんが王国とっとり通信」（まんが王国官房発行）では、平成27年9月発行の第21号で日本遺産の三徳山を取り上げており、さらに同年度内に妻木晩田遺跡についても取り上げて発行する予定である。</p> <p>今後も、知事部局と教育委員会が緊密に情報交換を行い、文化財に関する情報を知事部局においても積極的に情報発信していく。</p>
<p><b>5 福祉保健部</b>  <b>(1) 鳥取療育園の整備充実について（子ども発達支援課）</b></p> <p>近年、周産期医療の向上や発達障がいの診断技術の進展により、医療的ケアの必要な障がい児が増加してきており、療育支援体制の充実強化が求められている。</p> <p>鳥取療育園では、児童発達支援センターとして障がい児等の通所による日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技術の付与、集団生活への適応のための訓練・治療を行っているが、施設内は手狭で十分な広さが確保されておらず、機能訓練（外来分室）に別棟（プレハブの会議棟を改造）を使うなどして急場をしのいでいる状況である。</p> <p>また、療育に係る医師や専門スタッフの確保は十分でなく、相談や診察については、数か月の予約待ちの状態であり、受診体制の整備が必要となっている。さらに、地域での小児科医等による支援体制もまだ十分とは言えない状況のため、早期の相談や診察を希望する保護者のニーズに十分に応えているとは言い難い。</p> <p><b>については、中央病院の改築に合わせて、鳥</b></p>	<p>鳥取療育園の外来分室は、老朽化が進み床が揺れるなど療育支援上問題が発生していたことから、平成26年度予算で移転改築工事に係る予算を計上し、平成27年3月に療育園本館の隣に新築した。</p> <p>地域の支援体制については、医学講座の開催や地域の小児科医会の定例会での症例報告等発達障がいに対応できる医師を増やす取組を行っており、今後も継続して取り組んでいく。</p> <p>中央病院の改築に合わせた抜本的な施設の見直し及び人事体制の充実については、現在、保護者等のニーズを踏まえながら、外来診療及びリハビリスタッフの充実のほか、障害児相談支援事業の実施等について検討しており、平成29年度当初予算要求に向けて、引き続き、検討を行っている。</p>

意見	講じた措置
<p><b>取療育園の抜本的な施設見直しと人員体制の充実を検討するとともに、地域での支援体制を構築するなどして、保護者のニーズに応えるよう早急に取り組まれない。</b></p>	
<p><b>(2) がん対策について（健康政策課）</b></p> <p>鳥取県は、がん死亡率が全国第46位（平成22年度）となっており、また、県は第二次鳥取県がん対策推進計画でがん検診受診率の目標を50%と定めているが、市町村が実施するがん検診受診率（平成23年度平均27%）は目標に及んでいない。</p> <p>がん治療には、早期発見、早期治療が効果的で、そのためにはがん検診を定期的に受けることが重要である。がん検診受診率向上のためには、就業状況や生活環境等の要因の分析を行い効果的な対策を打ち出すことが必要と考えるが、そのためには就業形態毎の受診率の把握は欠かせない。</p> <p>しかしながら、がん検診の受診率は、市町村における受診率は把握されているものの、就業形態毎の受診率の把握は行われていない状況にある。</p> <p>また、今後さらにはがん検診を受診しやすい環境を作るためにも、がん検診推進パートナー企業の認定数の増加の取組が重要であり、そのためには、目標設定によりその達成に向けた取組を推進していく必要があるが、東部及び西部においては目標が設定されているものの、中部及び全県の目標は設定されていない状況である。</p> <p><b>については、市町村における受診率だけでなく、就業形態別のがん検診受診率の実態を把握し、効果的な啓発活動を行うとともに、がん検診推進パートナー企業の認定について、東中西部毎の目標を定めてより積極的な取組を進められたい。</b></p>	<p>平成26年5月に協会けんぽ鳥取支部と健康づくり推進に向けた包括的連携協定を締結し、協会けんぽから、がん検診を含む生活習慣病予防検診の業態別受診率の提供を受け、各福祉保健局ががん検診推進パートナー企業への増加に向けた働きかけなどに活用している。</p> <p>また、平成26年度から健康経営マイレージ事業を実施し、検診受診率の向上や健康づくりに取り組んだ企業にポイントを付与して、優良企業を表彰することとした。</p> <p>がん検診推進パートナー企業の認定については、平成26年度に東・中・西の地区ごとの目標を設定（東部50、中部48、西部50、県計148）（実績：東部49、中部96、西部60、県計205）、平成27年度の目標も同数を設定し、引き続き認定数の増加に向けた働きかけを行っている。</p>
<p><b>(3) 看護職員等修学資金貸付事業の適正な執行について（医療政策課）</b></p> <p>看護職員及び理学療法士等修学資金貸付金は、県内に看護職員、理学療法士等を確保すること等を目的として修学上必要な資金を貸付けているものである。</p> <p>貸付けが終了して、資格を取得した後、必要な期間、県内の病院等に勤務した場合には返還の履行の猶予、免除を行い、業務に従事しない場合や県外で就職した場合等には返還を求めるとなっている。</p> <p>このため、事業の遂行のためには、貸付終了後の就業状況を把握することが不可欠であるが、この度の監査において、その把握が十分でないため、返還履行の猶予も返還請求も行っていない事例が過去から相当数あることが判明した。（今回指摘）</p> <p><b>については、看護職員及び理学療法士等修学</b></p>	<p><b>看護職員修学資金貸付金について</b></p> <p>就業状況等の調査について、平成24年度末の就業調査で未提出だった者に対して、あらためて平成25年12月に文書で提出依頼をして調査を行い、その結果、平成26年11月にかけて必要な手続を行った。</p> <p>就業状況等の調査は、これまで年度末に照会していたが、新規貸付け、返還及び免除の事務が集中するため、十分な内容確認及び未提出者への催促ができていなかった。そのため、平成26年度は、貸付業務が一段落する時期に行うこととし、当該貸付金制度の改正と併せて平成26年12月に通知し、翌年1月には報告書を受領し、就業場所を変更している者に対し、届出書類の提出を依頼した。</p> <p>また、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則を平成26年10月に改正し、一定の条件を満たさなければ、返還が発生する貸付金であることを周知するため、申請時に提出する誓約書にその旨を明記した。</p>

意見	講じた措置
<p><b>資金貸付金の借受者の貸付終了後の就業状況について早急に調査を行うとともに、調査の結果に基づき必要な返還請求等の手続を直ちに実施されたい。また、今後同様の事例が生じることのないよう、貸付業務に係る手続の見直しを検討されたい。</b></p>	<p>さらに、看護職員修学資金貸付者管理台帳システムの改修を平成26年7月から平成27年1月にかけて行い、貸付者の氏名について、ふりがな検索ができるようにするとともに、これまで貸付決定通知書等の出力機能であったものを、貸付者の貸付、猶予及び返還の別を入力する欄を設定し、返還等が必要な貸付者及び修学生の状況を一覧表示及び検索できるよう改善した。</p> <p><b>理学療法士等修学資金貸付金について</b>  これまで、返還猶予中の県内就業者及び在学者に対しては、猶予期間満了前後に就業または在学の状況を照会しており、毎年度就業状況等について現況確認を行っていなかった。平成26年度は平成26年10月に通知し、平成26年12月に調査が終了し、調査の結果、返還請求手続が必要となった者に対しては、平成27年2月にかけて返還請求手続を行った。</p> <p>また、平成27年5月に鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則を改正し、債務の履行を猶予されている者は、毎年5月31日までに就業状況を知事に報告しなければならないことを規定した。</p> <p><b>共通事項について</b>  貸付業務に係る手続の見直しについては、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例を平成26年10月に改正し、免除対象を拡大するなど、分かりやすい制度とするとともに、就業先を決定する最終学年となる4月に修学資金貸付制度について、改めて周知することとした。</p> <p>また、貸付者からの書類を待つ事務処理を見直し、貸付終了後等に猶予申請が提出されない場合は、速やかに返還の調定を行うとともに、貸付者本人以外から県外就業や退学の事実を把握した場合は、本人からの書類の提出がない場合であっても、返還決定を行うことなどを盛り込んだ事務処理要領を平成27年度中に制定予定である。</p>
<p><b>6 福祉保健部及び病院局共通 総合療育センターと県立病院との連携について（子ども発達支援課及び病院局）</b></p> <p>現在、総合療育センターは福祉保健部の障がい児施設として運営されているが、医療機関でもある。しかし、県立の2病院との連携については、人事異動も少なく、また、案件毎の個別の相談等も行われているものの、組織的に情報交換を行う窓口は無い状況である。</p> <p>総合療育センターと県立病院は、機能は異なるものの、障がい児医療やリハビリ、それぞれの地域での他の医療機関との連携など、利用者にとって共通する課題や連携した取組が可能となることもあるものと考えられる。</p> <p><b>ついては、総合療育センター、中央病院・厚生病院は、障がい児医療の利用者や関係者のニーズを踏まえた対応及び地域医療や組織運営の向上などを視野に、一層の情報交換を行われたい。</b></p>	<p>総合療育センターと県立病院（中央病院・厚生病院）との連携については、人事交流の件数は多くはないが、従前から、障がい児の情報提供や人事異動関連の情報共有、看護師の採用試験の合同実施など、必要に応じて連携を図ってきたところである。</p> <p>平成26年度に引き続き27年度も看護師の採用試験の合同実施を行ったほか、新たに平成26年7月に病院局、県立病院、総合療育センター及び子ども発達支援課による意見交換会を開催し、組織運営の向上につながる人事交流及び人材確保等について情報交換を行った。なお、平成27年4月には厚生病院看護局副局長が総合療育センターに看護部長として異動した。</p> <p>また、平成27年1月に、県立病院長と県立療育機関の長をメンバーとした「医療・療育連携会議」を立ち上げ、両機関における現状・課題及び今後の両機関の連携のあり方について、3回にわたり意見交換を行った。</p>
<p><b>7 生活環境部</b></p>	

意見	講じた措置
<p><b>(1) 中海の環境改善対策について（水・大気環境課）</b></p> <p>中海の環境改善については、平成元年度以降、鳥取・島根両県が共同して湖沼水質保全計画を策定し、水質改善に向けて下水道の整備等の取組を推進してきた。</p> <p>また、その後の中海干拓・淡水化の中止や森山堤防開削、大橋川改修事業の実施などの状況変化を受け、平成22年4月には、これまで関係機関が取り組んでいた中海の水に関する諸問題について、国、県、市町村の枠を超え、共同して協議検討する場として中海会議が設置され、その取組を推進しているところである。</p> <p>現在、中海に係る湖沼水質保全計画（第5期）や中海会議での協議に基づき、中海の環境改善に向けた様々な取組を各関係機関が実施し、その取組の状況や成果について、中海会議などで報告され周知は行われているが、その内容がわかりやすく県民に理解されているとはいえない状況である。</p> <p>平成25年度末を目標年度とした中海に係る湖沼水質保全計画（第5期）には、長期ビジョン（望ましい湖沼の将来像）を実現するための施策方針及び各種対策、目標値が記載されており、平成26年度からは第5期の状況を踏まえて、第6期計画の策定が予定されている。</p> <p><b>ついては、中海の環境改善に向け、引き続き関係機関と連携して事業を推進するとともに、各取組の概要や推進状況などについて、広く情報提供を図られたい。</b></p> <p><b>また、第6期計画の策定に当たっては、計画の目標、担当機関、取組内容等の全体像をロードマップ（工程表）として明示し、関係機関及び地域住民に環境保全についての意識を高めてもらうよう努められたい。</b></p>	<p>県民等への情報提供については、これまで中海会議（平成25年11月、26年8月）、水質流動会議（平成25年7月、26年7月）及び水質汚濁防止対策協議会（平成25年7月、平成26年7月）の他、出前講座、公民館等への広報誌1,400部発行（中海エコ活動レポート）、両県のホームページ（中海・宍道湖情報館）等を通じて、浄化対策や住民、団体等の取組等について情報提供しており、今後も引き続き、積極的に情報提供していく。</p> <p>また、第6期水質保全計画（以下、「計画」という。）の策定にあたっては、これまでの第1期から第5期計画までの生活排水対策など各種取組状況の進捗や課題等を整理して、住民団体及びNPO等へ丁寧に情報提供し、意見交換した（平成26年6月～10月に9団体）。また、平成26年10月から11月までの間、パブリックコメントを行うとともに、中海周辺の米子市及び境港市で住民向けの説明会を平成26年11月に5会場（延べ3日間）で実施して、意見交換した。</p> <p>第6期計画では、住民の実感にあったわかりやすい指標として、「五感による湖沼環境指標」や「透明度」を新たな評価指標を盛り込むなど、関係機関及び地域住民の環境保全への意識醸成につながるものとなるよう、島根県等と連携を密にして取り組んでいるところである。</p> <p>また、目標を達成するための取組内容及び担当機関等を明確にするため、平成27年8月にロードマップを作成し、第6期計画と併せてホームページで情報提供している。</p>
<p><b>(2) とっとり食の安全認定制度の普及促進について（くらしの安心推進課）</b></p> <p>とっとり食の安全認定制度（クリーンパス）は、県内の食品業者が、自主的衛生管理に取り組むことにより食の安全を確保し、県内で製造される食品に対する信頼性の向上を図ることを目的とし、鳥取県版ハサップとして平成17年度に制度化された。</p> <p>これまでに制度周知や導入促進の取組を実施しているが、認定実績は16施設と、平成30年度の達成目標200施設の8%にとどまっている。</p> <p>このことは、企業にとっての認定メリットが、食品の衛生管理水準を確保していることをPRすることなどを通じて企業の信頼度やイメージの向上が図れることであるものの、一般消費者や流通業者等への制度の周知普及</p>	<p>食品事業者がとっとり食の安全認定制度（クリーンパス）の認定取得に取り組む場合の書類作成の負担を軽減するため、作業手順書作成の手引きを平成26年3月に作成した。</p> <p>平成27年4月には鳥取県食品衛生法施行条例の改正を行い、それまで要綱に基づいていたとっとり食の安全認定制度を、条例に基づく「鳥取県HACCP適合施設認定制度」に格上げし、HACCPによる衛生管理を導入した施設が、より安全な食品の提供を行う施設であることを明確にした。</p> <p>また、平成27年度から、HACCP認定取得を推進するための支援制度を創設するとともに、次のとおり取り組んでおり、その結果、認定実績は24施設となった。（平成27年11月末時点）</p> <p>○HACCP推進専門員による巡回指導</p> <p>平成27年4月に企業等でHACCPの経験・知見を有</p>

意見	講じた措置
<p>があまり行われていないため、そのメリットを感じにくいものとなっていることなどから、事業者の認定に係る書類作成や継続的な監視等についての負担感が大きいと考えられる。</p> <p><b>については、制度の目的に照らして効果や課題を検証し、事業者がより意欲的に取り組めるよう、有効な方策を検討し、取り組まれたい。</b></p>	<p>する民間人3名をHACCP推進専門員として任命、同年11月には4名に増員し、HACCPの認識が低い事業者等を訪問し、HACCP制度の周知や認定取得のための助言を実施している。(平成27年9月末までに90事業者(重複あり)を訪問)</p> <p>○HACCP導入方法を具体的に学ぶ勉強会の実施 HACCP推進専門員が掘り起こしたHACCP導入を目指す事業者に対し、HACCP導入のための研修及び個別相談を行う勉強会を開催している。(平成27年8月に倉吉市で開催：16事業者24名参加。平成27年11月に米子市で開催：15事業者23名参加。11月に鳥取市で開催：20事業者31名参加)</p> <p>○施設改修補助金の創設 HACCPの認定取得を条件とした施設改修等に対する補助制度を創設し、平成27年5月から運用を開始した。(平成27年9月末時点で4事業者から補助金申請を受理。5事業者が補助金申請の準備をしている状況→これにより認定実績は32施設となる見込み)</p> <p>○食品衛生協会による個別訪問 事業者へHACCPを広く周知するため、鳥取県食品衛生協会に対し食品衛生推進員による事業者への個別訪問を委託。(405施設実施済)</p> <p>○消費者等への制度の普及啓発 消費者団体が行う講演会、消費者向け表示説明会等の場を活用し、チラシ配布・制度説明等を行い周知を図っている。(平成27年10月健康食品に係る講演会へ参加、食品表示に関する市民公開講座でも紹介。)</p>
<p><b>8 会計管理者 財務会計事務の適正な執行の確保について (会計指導課及び集中業務課)</b></p> <p>定期監査における不適正な事務処理に係る処置件数は、近年は減少傾向であったが、平成24年度には528件と前年度と比較して71件増加し、そのうち指摘事項が、54件と前年度と比較して18件増加していた。</p> <p>処置内容としては、収入事務の調定を行っていないなかったものや支出事務では支払いの遅延による延滞金の支出、財産事務では行政財産使用許可の遅延など様々な項目にわたっており、その発生要因は上司の進行管理不足や規則等の認識不足などがあげられる。</p> <p><b>については、次のことに留意され財務会計事務の適正な執行の確保に努められたい。</b></p> <p><b>ア 財務会計事務に関する研修の充実について</b></p> <p>財務会計に関する研修については、歳入、歳出、庶務、公有財産など項目別の研修を行うほか、その受講対象も新規担当者、出納員、会計員などに区分するなどの工夫を図っているところではある。しかしながら、未だに不適正な事務処理の発生要因として、規則等の認識不足が見受けられるところであり、研修において十分な理解が図られていないことも考えられる。</p>	<p>平成25年10月に開催した会計事務別研修で、理解度を計るアンケートを実施した。</p> <p>また、平成26年度から、指導・サポート担当(平成25年度指導・会計管理担当)を増員し、巡回指援、会計ミニ研修を新たに実施するなど研修の充実を図った。</p> <p>理解度についても、引き続きアンケートを実施し、理解度が低い場合は巡回支援等によりフォローしている。</p> <p>巡回支援では、担当者から処理が不明で処理が停滞している事務や処理に不安を抱えている事務について聞き取りを</p>



意見	講じた措置
<p>については、受講者に理解度を計るアンケートを行うなどして、理解が不十分な場合には再受講を促すなど研修のより一層の充実を検討されたい。</p> <p><b>イ 財務会計処理の的確な指導について</b> 異動等により、新たに会計事務を担当した職員が事務を行っている出納機関において、処置件数が大きく増加している事例が見受けられ、このうちには、上司の内容確認や指導等が十分ではないことに起因するものもあった。</p> <p>については、新規採用者や初めて会計事務を担当する職員には、少なくとも会計事務が習熟されるまで、上司等が十分な指導を行うとともに、事務の進行管理や内容確認等を徹底するよう指導されたい。</p> <p><b>ウ 金券類の管理に係る事務の適正化について</b> 金券類（郵券、入館券、タクシーチケット等）の管理に係る事務では、受払簿と現物の不一致や受払簿の月末の確認のないものなど不適正な事務処理が確認されている。</p> <p>これら金券類の不適正な管理は、重大な問題を発生させる要因にもなると考えられるので、特に適正な管理を行う必要がある。</p> <p>については、各機関においてこれら金券類の管理及び活用に係る関係規則等を十分に認識した上で適正な執行を図るよう指導されたい。</p>	<p>行い、処理の手順や処理方法について直接教示している。</p> <p>全所属に対して、新規採用職員や初めて会計事務を担当する職員には上司等が十分な指導や業務の進行管理を行うこと、平成26年4月に開設した会計ヘルプデスクを活用することなどについて平成26年6月に通知した。</p> <p>また、平成26年5月から職員人材開発センターが開催する新任課長補佐研修の「会計事務」に講師として出講し、部下職員に対する指導や進行管理の重要性等について説明し、的確な実施を依頼した。</p> <p>その他、平成26年10月から、会計事務及び会計処理について、事務の流れ、手順、参照法令など業務フローに沿って分かりやすくナビゲートするシステム「会計事務ナビDB」の運用を開始し、各所属で会計事務に携わる職員をサポートすることとした。</p> <p>平成25年12月に庶務集中局長通知「物品事務の適正な取扱について」を発出し、金券類の適正な管理について指導した。</p> <p>タクシーチケットについては、平成25年10月に「タクシーチケットの取扱に関するQ&amp;A」を作成し、切手等の郵券類についても平成26年3月に、「郵券類（切手、はがき等）の取扱に関するQ&amp;A」を作成して、会計サポートシステムに掲載し、受払簿の適正な記載方法等について周知した。</p> <p>また、平成26年3月に、物品規則の運用方針の改正を行い、金券類の受払簿の各様式に月計、累計欄を追加するとともに、平成27年4月から郵券類の受払簿の電子化（郵券類受払簿データベースの構築）を行い、金券類の一層の管理の適正化を図った。</p> <p>さらに、平成26年度から、会計事務・物品事務制度等改正説明会、会計事務基礎的業務力向上研修会などの研修会の場や、本庁物品検査等の実地検査の機会を利用して、金券類の適正な管理について指導した。</p> <p>また、平成27年9月に物品契約課長通知「金券類の適正な管理について」を発出し、受払簿の月末の確認、受払簿と現物との照合について指導した。</p>
<p><b>9 教育委員会</b> <b>(1) 小中学校教職員の心の病への効果的な取組について（教育総務課及び小中学校課）</b> 教職員は近年の社会情勢の変化等により、極めて緊張感の高い状況に置かれている。</p> <p>このため、県立学校では教職員に対して健康管理主事が健康管理を行い、心の病気を抱える教職員に対して早期から健康管理主事や主治医等が連携した療養支援を行っている。</p> <p>しかし、小中学校については県教育委員会</p>	<p>学校に寄せられる苦情等への対応については、市町村教育委員会及び学校の意見を踏まえながら、対応のポイントを示すなど、学校現場の負担軽減につながる取組を引き続き検討する。</p> <p>また、学校現場では、情報を共有した上で、担当窓口（教頭、生徒指導主任又は学年主任等）を決め、組織的に個々の事象に対応している。</p>

意見	講じた措置
<p>の関わりが少ないことから、市町村教育委員会と連携し、小中学校の教職員の心の病気を早期に発見するとともに、早期にきめ細かな療養支援が行われる体制づくりを検討されたい旨、平成23年度決算に係る定期監査で意見を述べたところである。</p> <p>県教育委員会では、その後、30日以上長期病気休業者の把握やカウンセリングの随時実施のための措置（臨床心理士の配置・現在不在）などの対応を行っているが、依然として心の病により長期の病気休暇、休職を余儀なくされる者はかなりの数に上っている。</p> <p><b>ついては、小中学校教職員の精神的負担を軽減し、心の病に対する取組の効果を上げるため、以前から行われている取組のうち、特に以下の点について留意し、より一層効果のある取組を強力に進められたい。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者からの苦情等に対して、教職員個人で対応するのではなく、学年主任、教頭、校長などが組織で対応すること。</li> <li>・ 各教育局は、学校を回って校長と面談したり、教職員の勤務状況を把握するとともに、市町村教育委員会との連携をさらに深めて、より確実な指導助言を行うこと。</li> <li>・ 心の病により休職していた教職員が職場復帰した後に、負担なく通常業務を行えるよう、支援すること。</li> </ul>	<p>なお、学校だけでの対応が困難な事案の解決に取り組むため、弁護士による法律相談窓口を平成23年7月から設置している。</p> <p>学校への指導助言については、各教育局が従来から春に実施している講師訪問、秋に実施している本務者訪問時に、各学校に勤務する全ての職員の勤務状況を授業観察や校長との面談を通して、把握するように努めているが、より正確に把握できるよう、平成26年度から共通した聞き取り表を作成するなど改善を図った。</p> <p>心の病により休職していた教職員が復職した場合の支援については、円滑な担任交代と復職者の支援を図るため、希望する学校に対して支援教員を1か月間を上限として配置できるようにしており、今後も配置の制度を継続していきたい。</p> <p>また、市町村教育委員会及び学校との連携を密にして、的確に把握し、必要に応じて健康管理主事又は心の健康相談員が学校へ訪問して、適切な対応を行う。</p>
<p><b>(2) 高等学校生徒への特別な支援に係る情報提供について（特別支援教育課及び高等学校課）</b></p> <p>発達障がいのある児童生徒の適切な支援を図るためには、個別の教育支援計画の作成が重要であり、切れ目のない一貫した支援のためには学校間で個人の情報を引き継ぐ必要がある。</p> <p>しかし、平成23年度決算に係る定期監査で、個別の教育支援計画の高等学校への引継状況を十分に把握していない状況が見受けられた。このため、中学校から高等学校への情報提供が行われていない実態やその原因を把握し、円滑な情報提供に向けた仕組みづくりを検討されたい旨、意見を述べたところであるが、未だその実態や原因の把握は十分になされていない。</p> <p><b>ついては、早急にその実態や原因の把握のための調査を実施するとともに、個別の教育支援計画の高等学校への引継を円滑に行われたい。</b></p>	<p>中学校から高等学校への情報提供が行われていない実態及びその原因の把握を目的として、特別支援教育課が平成26年10月に公立小・中・高等学校を対象として、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒への指導・支援についての取組について」調査を実施した。</p> <p>調査をした結果、中学校から高校に引継が行われなかった原因として、次のことが分かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成及び活用の目的は理解されつつあるが、保護者の障がい受容が難しいことから、支援計画の作成に至っていない。</li> <li>・ 中学校側が必要ないと判断しているケースがある。</li> </ul> <p>当該調査を含む平成26年度体制整備状況調査結果について、平成27年5月に、各市町村教育委員会、各県立高等学校、各特別支援学校及び関係課に送付した。</p> <p>引継ぎの必要性や引継方法についての研修を実施するとともに、LD（学習障がい）等専門員の巡回相談等において理解・啓発を進めており、また、保護者の理解と協力を得て引継ぎを進めるよう平成26年11月に校長会を通じて依頼した。</p> <p>これらの取組の結果、引継率は、平成24年度53%、平成25年度71%、平成26年度93%と年々上昇している。（平成24年度は県立高等学校のみ、平成25年度及び平成26年度は私立高等学校も含む。）</p>
<p><b>(3) 博物館のあり方について（博物館）</b></p>	

意見	講じた措置
<p>博物館が所蔵する貴重な文化資源は、次世代に良好な状態で引き継ぐとともに、資料として価値の高いものは広く県民へ公開するべきと思われる。</p> <p>しかし、年々所蔵品が増え、温湿度管理ができる保管場所も飽和状態になっていることから、所蔵品の適正保管や公開に支障を来すことが懸念されているところであり、平成23年度決算に係る定期監査で貴重な所蔵品を県民に公開することを念頭に置き、良好な状態で適正に保管できる所蔵場所の確保等を早急に検討されたい旨の監査意見を提出したところであるが、博物館協議会で収蔵庫や現施設老朽化への対応、博物館機能のあり方などについて意見が交わされているものの、未だ方向性は示されていない。</p> <p><b>については、博物館のあり方について、分館の設置も視野に入れ検討を急ぎ、早急に方針を示されたい。</b></p>	<p>博物館は築後 40 年を経過し、建物の一層の老朽化の進行、収蔵庫が手狭になっていること等、様々な課題を抱えており、博物館について改めて将来を見据え、抜本的にあり方を検討する時期に来ている。</p> <p>このため、平成 25 年度は、博物館の今後のあり方についての館内検討会を年 8 回開催するとともに、博物館協議会においても協議を行った。平成 26 年 6 月に県内外の有識者で構成する鳥取県立博物館現状・課題検討委員会を設置し、平成 26 年度に委員会を 6 回（8 月、9 月、10 月、12 月、平成 27 年 2 月及び 3 月）開催し、博物館のこれまでの取組の点検や課題の整理、及び課題への対応策について検討していただいた結果、「現在の 3 分野（自然、歴史・民俗、美術）のうちいずれかの分野のために新たな施設を整備するとともに、現在の建物を残る 2 つの分野のための施設に改修することを基本として考えるべき」との取りまとめがなされた。</p> <p>同委員会の報告を踏まえ、県教育委員会としては、3 分野のうち美術分野の施設（美術館）を新たに整備する方針を決定し、平成 27 年 7 月には、鳥取県美術館整備基本構想検討委員会を設置して、美術館を整備する場合の基本構想の策定作業を進めている。</p> <p>また、当面現在の建物を利用する必要があることから、平成 26 年度に今後の保全整備計画の策定に向けた建物の劣化状況調査を実施した結果、今後、本格的な老朽化対応工事及び耐震補強工事が必要なことが判明した。</p> <p>平成 27 年 6 月補正予算では、老朽化対応工事のうち、直ちに行う必要がある消火設備の点検・更新及び屋上・外壁等の緊急修繕工事の設計に係る経費を計上することとした。</p>

### 3 重点事項

意見	講じた措置
<p><b>1 土地改良区に対する県の検査について</b></p> <p><b>ア 役員に対する指導の徹底について</b></p> <p>平成 24 年度に検査を実施した一部の土地改良区で、監事が監査の際に会計帳簿と預金通帳の照合を行っていないこと等、監事が監査の役割や責任を認識していない事例があった。</p> <p><b>については、このような土地改良区に対しては、役員としての役割や責任が認識されるよう徹底した指導を行われたい。</b></p>	<p>役員としての役割や責任、コンプライアンスなどについて理解を深めてもらうため、平成 24 年度から役職員に対する研修を実施している。</p> <p>（平成 24 年度 3 回、平成 25 年度 2 回、平成 26 年度 2 回）</p> <p>平成 25 年度は、基礎編と実務編に分けて実施した。</p> <p>また、監事の監査について重点的に指導するため、平成 25 年 9 月から鳥取県土地改良事業団体連合会に監査の専門家を配置し、土地改良区を対象に監査の実施方法等を巡回指導している。</p>
<p><b>イ 内部統制の徹底について</b></p> <p>会計経理事務について、収入・支出命令が作成されていなかったことや、理事長が、印鑑を会計主任に預け収入・支出命令に押印させていたこと等の指摘が見受けられ、土地改良区の役員等に内部統制の重要性が、十分に認識されていない面もあると考えられる。</p> <p><b>については、役員等の内部統制機能が発揮されるよう指導を徹底されたい。</b></p>	<p>1 のアと同様である。</p>
<p><b>ウ 土地改良区の検査に必要な情報の一元管理について</b></p>	

意見	講じた措置
<p>土地改良区毎の情報等を一元的に管理しておらず、内部統制に懸念のある団体毎の分類を行っていなかった。</p> <p>ついては、<b>効率的な検査を実施するためにも、土地改良区の組織、事業内容、改善措置状況等の情報を整理し、一元的に管理されたい。</b></p>	<p>平成25年10月から、土地改良区毎に検査の指摘事項や改善状況等の情報を整理した「土地改良区データベース」を作成し、一元的な管理・運用を行っている。</p>
<p><b>エ 指摘事項に対する改善措置の適切かつ迅速な対応について</b></p> <p>指摘事項について、その後の検査時にその改善がなされていない場合であっても、同様の指摘を行うに留まっていたが、こうした対応だけでは指摘事項に対する改善がなされないおそれがあり、ひいては検査の形骸化にもつながりかねない。</p> <p>ついては、<b>改善がなされていない場合には、理由や状況を確認、分析するとともに、適切かつ迅速に改善措置が行われるよう指導し、なお改善措置が行われない場合には、措置命令を発動することを検討されたい。</b></p>	<p>指摘事項に対する改善措置状況は、これまで文書での回答にとどめていたが、平成26年度から前年度の指摘事項について、確認検査を実施するよう改めた。</p> <p>この確認検査で、改善がなされていない場合は、検査時にその理由等を聴き取り、適切に改善措置が行われるよう指導の徹底を図ることとした。</p> <p>なお、再三の指導に応じない場合には、改善措置命令を発出し、早期改善を求めていく。</p>
<p><b>オ 今後の検査方針について</b></p> <p>土地改良区における不適正経理の発覚に伴い、平成24年度からは指導を強化し、25年度にかけて、全ての土地改良区の会計経理に係る検査を悉皆調査の方法により実施しているが、今後の検査方針は明確でない。</p> <p>ついては、<b>これまでの検査結果を検証した上で、有効かつ効率的な検査を行うよう、今後の検査方針を明確にされたい。</b></p>	<p>平成26年2月に鳥取県土地改良区等検査方針を作成し、各事務所に通知した。</p> <p>平成26年5月に検査関係の担当者会議を開催し、検査方針について再度、周知した。</p> <p>平成26年度以降は、定期検査（会計経理の検査を含む）をこれまでどおり3年に1回実施するとともに、県が補助金を交付している土地改良区については毎年度検査をすることとした。</p> <p>なお、平成30年度以降の検査方針については、平成29年度に見直す予定である。</p>
<p><b>2 物品の購入手続等について</b></p> <p><b>ア 物品の購入に係る適正手続の確保について</b></p> <p>平成21年度の会計検査院の指摘にあるような、業者の納品年月日と各機関の検収日及び業者の納入物品と各機関の受領物品が相違しているものは見受けられなかった。</p> <p>しかしながら、物品請求書等により所属長の決裁後、物品の納入等を行うべきものを、これらの手続を経る前に物品の発注や納品を行っていたり、庶務集中局で取得すべき物品を出納機関で購入する等の事例が生じていた。</p> <p>ついては、<b>このような不適正な取扱いが行われないよう、会計管理者が実施する研修等により、十分に啓発し、認識を促すとともに、会計実地検査においても指導を行い、発生の防止に努められたい。</b></p>	<p>平成25年12月に庶務集中局長通知「物品事務の適正な取扱について」を発出し、物品購入の適正手続の確保について指導した。</p> <p>また、平成26年度から、会計事務・物品事務制度等改正説明会などの研修会の場や、本庁物品検査等の実地検査の機会を利用して、物品購入の適正な取扱について指導した。</p>
<p><b>イ 障害者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達に関する取扱要綱について</b></p> <p>障害者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）の取扱い等についての認識や理解不</p>	<p>平成25年12月に庶務集中局長通知「物品事務の適正な取扱について」を発出し、障害者法定雇用率達成事業者等からの物品調達に関する適正な取扱について指導した。</p>

意見	講じた措置
<p>足のため、配慮企業から見積書を徴していない機関が見受けられた。</p> <p><b>については、要綱が十分に認識され、かつ内容が理解されるよう研修等の機会において徹底されるように努められたい。</b></p>	<p>また、平成26年度から、会計事務・物品事務制度等改正説明会などの研修会の場や、本庁物品検査等の実地検査の機会を利用して、障害者法定雇用率達成事業者等からの物品調達に関する適正な取扱いについて徹底を図った。</p>
<p><b>ウ 備品以外の物品の適正管理について</b></p> <p>備品となっていないデジタルカメラやICレコーダー等は、所属機関名を表示するシールを貼る等の管理の取扱いを行う規定がない。</p> <p>このため場合によっては個人所有のものと区別がつかないようなことや、また紛失の原因にもなることが考えられる。</p> <p><b>については、適切な管理と紛失等の防止を図るためにも、所属機関名を記載したシールを貼り付ける等の措置について検討するとともに、機関外への貸出しが行われる物品については、必要に応じて貸出簿を整備することも併せて検討されたい。</b></p>	<p>平成25年12月に庶務集中局長通知「物品事務の適正な取扱いについて」を発出し、備品となっていないデジタルカメラやICレコーダー等について、所属名のシール貼付や貸出簿を整備するなど、適正な管理を行うよう指導した。</p> <p>また、平成26年度から、会計事務・物品事務制度等改正説明会、会計事務基礎的業務力向上研修会などの研修会の場や、本庁物品検査等の実地検査の機会を利用して指導した。</p>